

第 2 期

川 越 町

子ども・子育て支援
事業計画

令和 2 年度～令和 6 年度

地域ぐるみで楽しく、
安心して子育てできるまち



令和 2 年 3 月

川 越 町

ごあいさつ

次世代を担うすべての子どもたちが、家庭の愛情、地域社会の支えの中で、笑顔で心身とも健やかに育っていくことは、私たち共通の願いであります。

近年、我が国では、全国的に人口減少、少子高齢化による家族構成の変化、就労形態の多様化、地域とのつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭に対する負担感が増大しており、子育てに対する不安や悩み、孤立感を抱える家庭への一層の支援が求められています。

このような状況の中、川越町では「第6次川越町総合計画」で掲げたまちの将来像「みんなで支えよう 笑顔あふれる元気なまち かわごえ」を実現するため、総合的かつ計画的に各施策を進めるとともに、子ども・子育て施策においては、子どもや子育てをめぐる課題を解決し、支援を行うため、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「川越町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「量」と「質」の両面から幼児期の教育・保育事業、地域における子育て支援事業などを進めてきました。

しかし、この間にも、国においては幼児教育・保育の無償化制度開始、子どもに対する虐待の未然防止や子どもの貧困対策の強化など、また、町においては共働き家庭の増加による保育ニーズの高まりなど、常に子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

この度、このような社会情勢を踏まえ、さらなる子ども・子育て支援の充実をめざし、「第2期川越町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では「地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち」を将来像に掲げ、きめ細かい、途切れのない支援を推進してまいります。子ども・子育て支援は行政だけで推進できるものではなく、家庭や地域、企業など社会全体が協働して取り組んでいく必要がありますので、町民の皆様と関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ニーズ調査や貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました川越町子ども・子育て会議の皆様、ご協力をいただきました関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

川越町長 城田 政幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 川越町の子どもと子育て家庭の概況	2
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向	2
(1) 人口の推移	2
(2) 出生数の推移	3
(3) 世帯の動向	4
(4) 子どもの人口の推移	5
2. 就業の状況	6
3. 川越町の子どもの概況	7
(1) 就学前児童の状況	7
(2) 子育て家庭の状況	8
(3) 保護者(母親)の就労状況	9
4. 川越町における主な子育て支援の取り組み	11
(1) 就学前教育・保育事業	11
(2) 地域子育て支援事業	15
5. ニーズ調査結果の概要	24
(1) 子育て支援全般について	25
(2) 教育・保育事業の利用について	29
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について	32
(4) 小学生の放課後の過ごし方について	36
(5) 職場の両立支援制度について	39
第3章 計画の基本的な考え方	40
1. 基本理念と将来像	40
2. 計画推進の基本姿勢	41
3. 計画の基本目標	42
4. 教育・保育提供区域の設定	44
5. 子ども数の推計	45

第4章 事業計画	47
-----------------	-----------

- 1. すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備** 48
 - (1) 1号子どもに対する事業（幼稚園） 48
 - (2) 2号子どもに対する事業（保育所(園)） 49
 - (3) 3号子どもに対する事業（保育所(園)及び小規模保育事業） 50
 - (4) 時間外保育事業 51
 - (5) 教育・保育の一体的提供について 51
 - (6) 教育・保育の推進に関する体制の確保について 51
 - (7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について 52
- 2. 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進** 53
 - (1) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） 53
 - (2) 一時預かり事業 53
 - (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 55
 - (4) 病児保育事業 56
 - (5) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） 57
 - (6) 妊婦健康診査 58
 - (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 59
 - (8) 子どもに対する虐待の未然防止 60
 - (9) 養育支援訪問事業 60
 - (10) 療育事業、障害児福祉計画等との連携 61
 - (11) 子どもの貧困対策の推進 61
- 3. 放課後における子どもの健全育成** 62
 - (1) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 62
 - (2) 他の関連事業との連携 63
- 4. 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援** 64
 - (1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスへの啓発 64
 - (2) 地域における子育て支援活動への啓発 64

第5章 計画の推進	65
------------------	-----------

- 1. 計画の推進体制** 65
 - (1) さまざまな主体の協働による計画の推進 65
 - (2) 情報の発信と共有 65
 - (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援を担う事業者への的確な関与 65
- 2. 計画の進行管理** 66

参考資料編	67
1. 川越町子ども・子育て会議条例	67
2. 川越町子ども・子育て会議 委員名簿	68
3. 計画の策定経過	69
(1) 諮問書	69
(2) 答申書	70
(3) 会議等の経過	71
4. 用語解説	72

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

こうした考え方で平成27年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」のもと、本町でも、幼児期の教育・保育事業や子育て支援事業の量的・質的な充実を図ってきました。新制度のスタートと相まって、女性の就労割合が高まり、保育ニーズが急速に増加したことを受けて、平成29年度には計画の中間見直しを行い、増大するニーズへの対応を行いました。

計画策定から5年を経て、社会保障と税の一体改革などによる子ども・子育て支援の充実は図られつつあるものの、深刻化する少子化への対応や子どもを持つ保護者の負担感の軽減を図るべく、さらなる事業の推進が求められています。

このため、計画の見直しを行い、「第2期川越町子ども・子育て支援事業計画」として新たな計画を策定するものです。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

なお、本町の最上位計画である「川越町総合計画」に即するとともに、関連計画との調和と整合性を図り策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は5か年を1期とするものであり、第2期計画は令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点をめどに計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

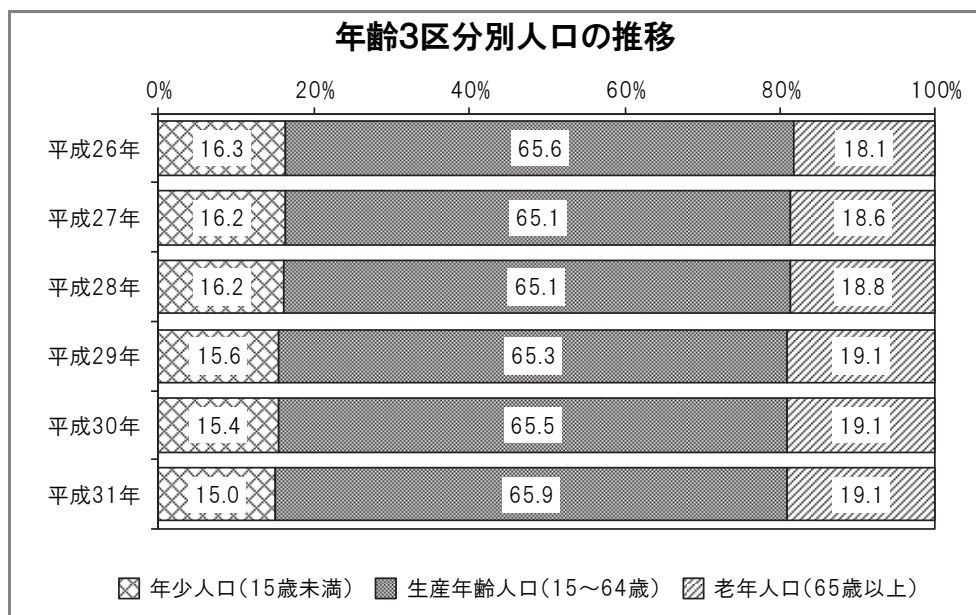
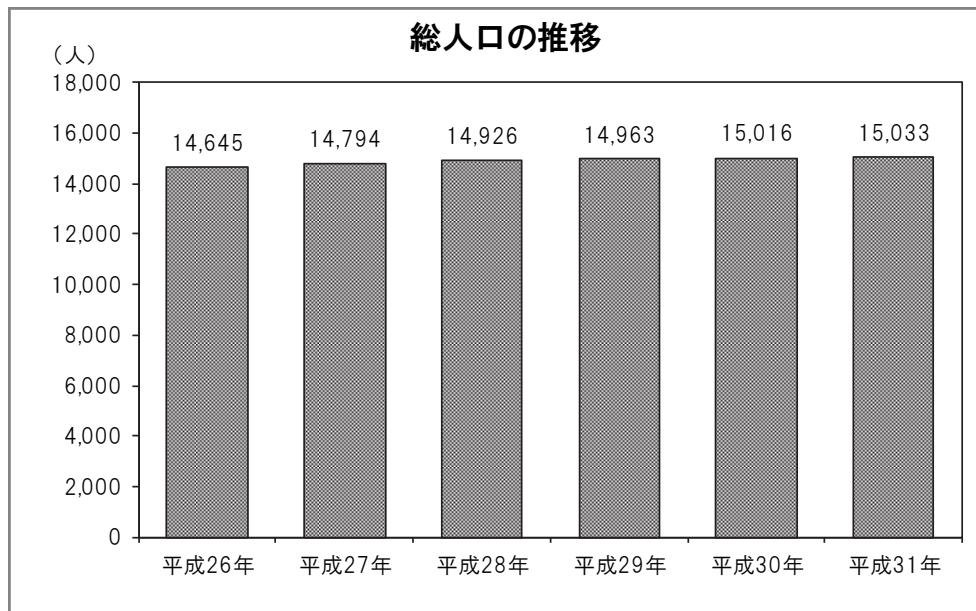
第2章 川越町の子どもと子育て家庭の概況

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向

(1) 人口の推移

総人口の推移をみると、年々増加しており、平成30年以降は15,000人を上回りました。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口割合は徐々に減少しており、平成31年には15.0%となっています。また、生産年齢人口割合はほぼ一定の割合で推移しています。老年人口割合についても平成29年以降は19.1%と一定の割合で推移しています。

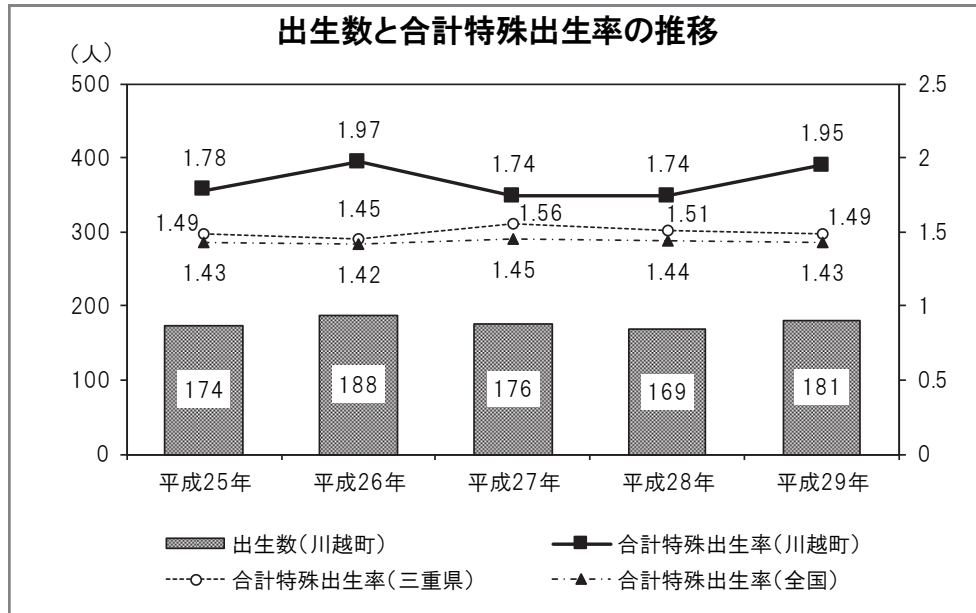


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 出生数の推移

出生数は、増減を繰り返して推移しており、平成 29 年の出生数は 181 人でした。

また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成 29 年には 1.95 となっており、国や県を上回って推移しています。



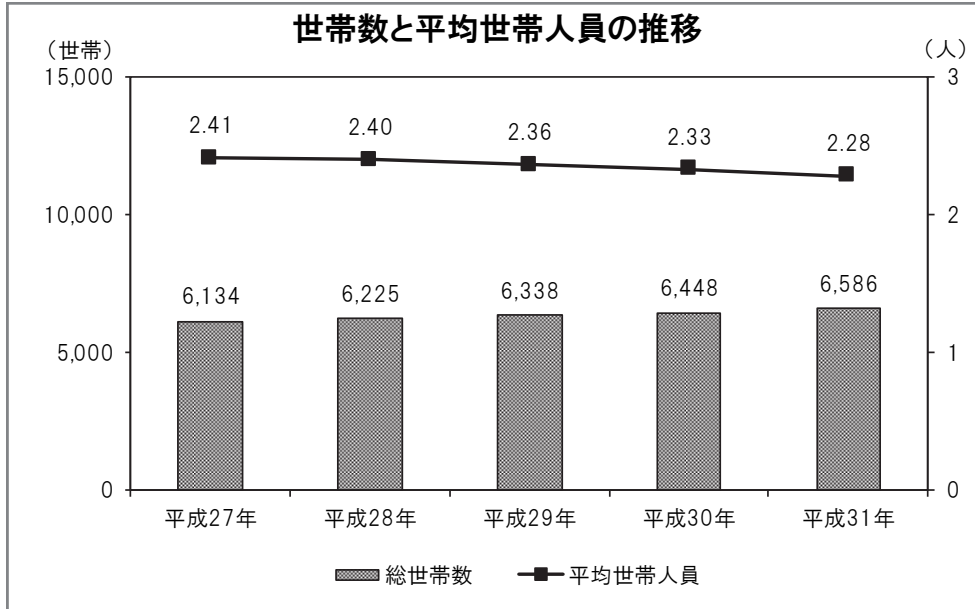
資料：県健康福祉総務課「人口動態総覧」

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯人員の推移

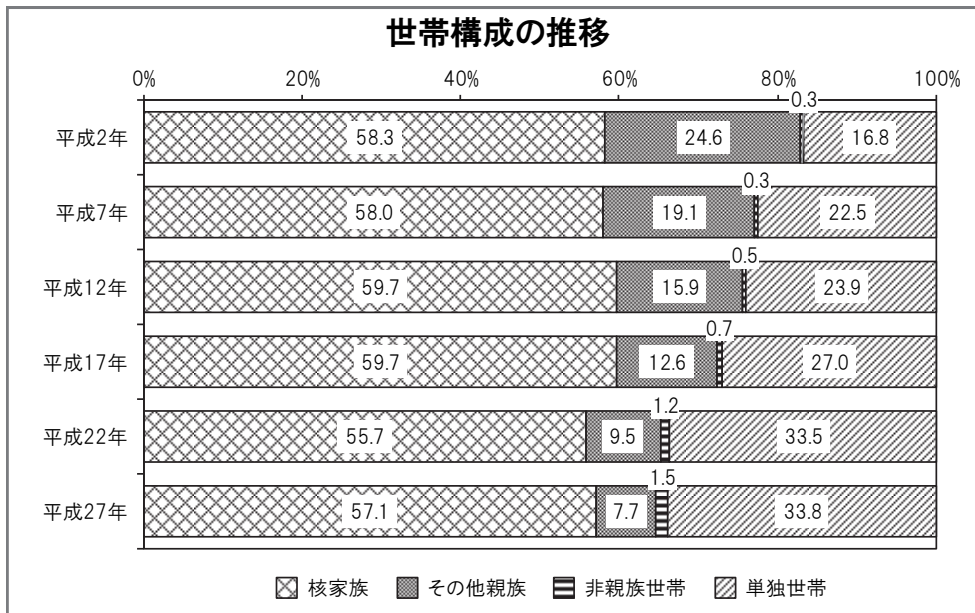
世帯数は、増加傾向が続いており、平成31年では6,586世帯になっています。一方、1世帯当たりの平均世帯人員は年々減少しており、平成31年には2.28人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 世帯構成の推移

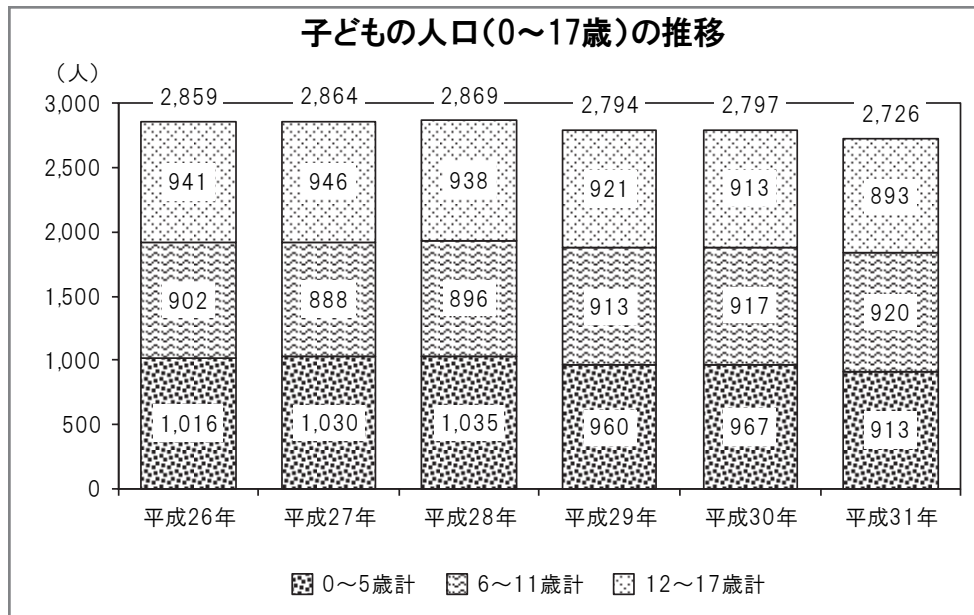
世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、5割強を占めます。単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

6～11歳の人口は微増していますが、0～5歳と12～17歳の人口は減少傾向にあります。



(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	161	190	181	166	190	153
1 歳	189	165	190	164	163	172
2 歳	159	177	160	177	148	151
3 歳	182	153	169	143	170	139
4 歳	162	179	159	159	140	166
5 歳	163	166	176	151	156	132
6 歳	154	156	167	175	151	150
7 歳	145	147	154	163	171	149
8 歳	143	151	141	152	162	170
9 歳	147	143	146	138	150	163
10 歳	150	143	143	146	137	148
11 歳	163	148	145	139	146	140
合計	1,918	1,918	1,931	1,873	1,884	1,833

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 就業の状況

① 産業人口の動向

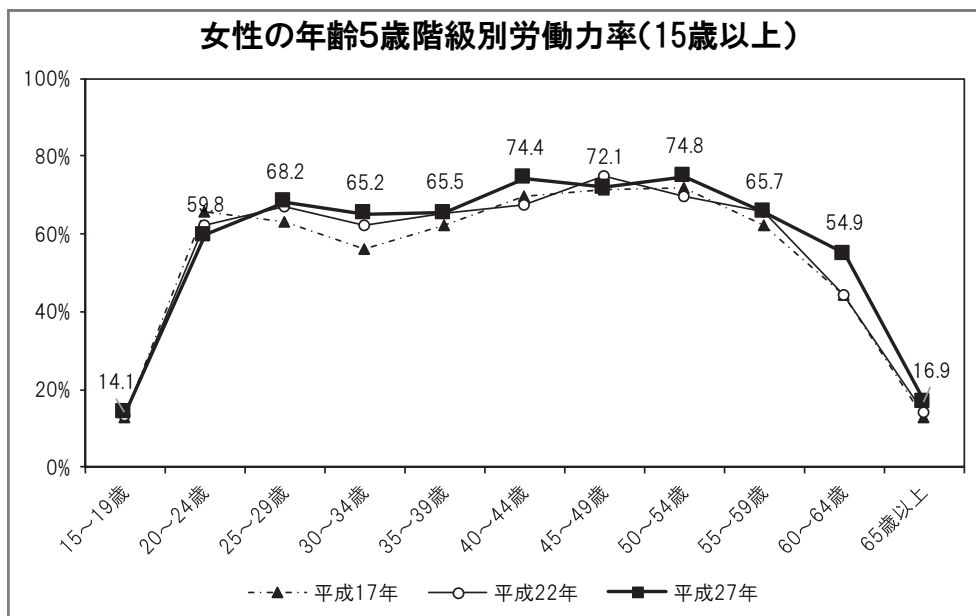
就業人口をみると、男女とも増加傾向にあります。産業分類別に割合をみると、男女とも第1次産業は減少し、第2次産業は平成22年から27年にかけて横ばいです。一方、第3次産業については、男性はほぼ横ばいですが、女性は増加傾向にあります。

	男性				女性			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(人)	3,696	3,961	4,218	4,496	2,394	2,660	2,815	3,113
第1次産業(%)	1.8	1.8	1.3	0.9	1.9	1.3	0.7	0.6
第2次産業(%)	48.7	47.3	45.7	46.0	31.2	25.4	22.8	22.4
第3次産業(%)	49.5	50.6	49.0	51.6	66.8	73.1	73.9	76.0
分類不能(%)	0.0	0.4	4.0	1.5	0.1	0.2	2.6	1.0

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成17年から平成27年にかけて20歳代後半から40歳代前半にかけて上昇がみられ、いわゆる「M字カーブ」がかなり縮小してきていることがうかがえます。



資料：国勢調査

3. 川越町の子どもの概況

(1) 就学前児童の状況

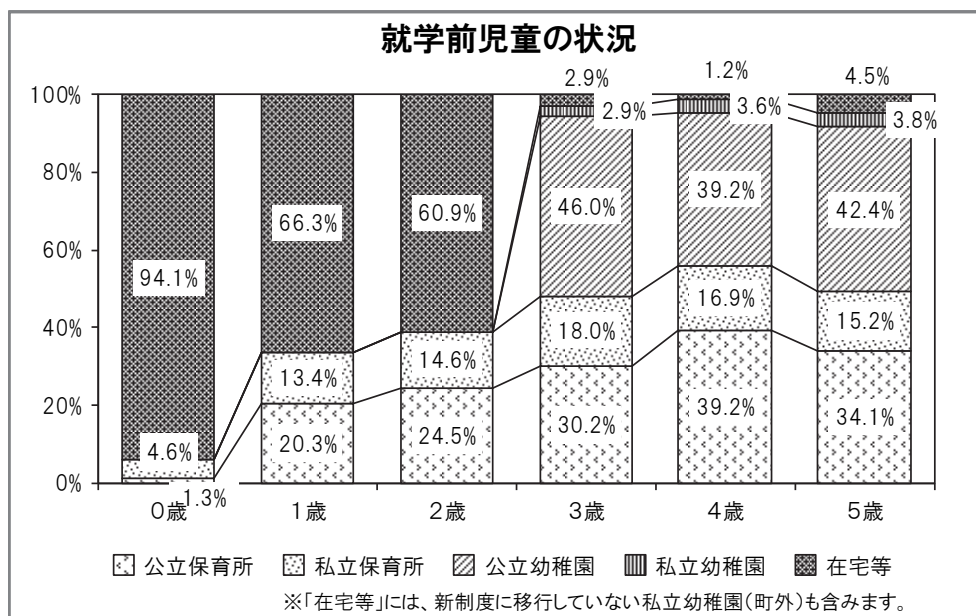
0～2歳児については、施設に通わず在宅で過ごしている児童が最も多く、2歳児で約60%を占めます。一方、3～5歳児では公立幼稚園に通っている児童が最も多く、4歳児、5歳児では約40%を占めます。しかし、公立・私立を合わせると、保育所に通っている児童は、3～5歳児で5割前後に上ります。

就学前児童の状況（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育所	2	35	37	42	65	45	226
私立保育園	7	23	22	25	28	20	125
公立幼稚園	—	—	—	64	65	56	185
私立幼稚園	—	—	—	4	6	5	15
在宅等	144	114	92	4	2	6	362
就学前児童数	153	172	151	139	166	132	913

資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成31年3月31日現在）

保育所（園）の児童数は平成31年4月1日現在、幼稚園の児童数は令和元年5月1日現在の数値
ただし、私立幼稚園は新制度移行園のみで、移行していない幼稚園は「在宅等」に含みます。

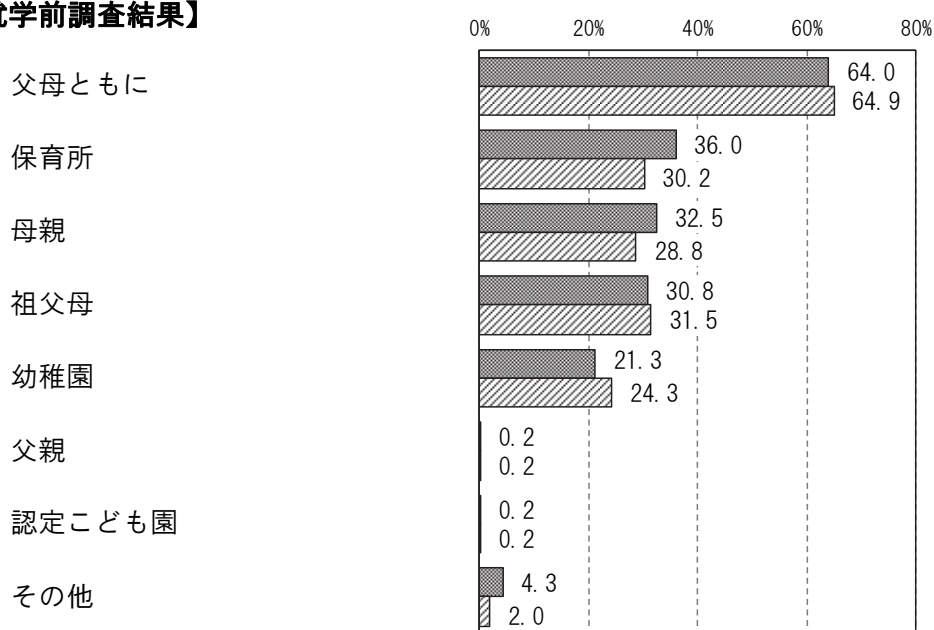


(2) 子育て家庭の状況

アンケート調査結果によると、子育てに日常的に関わっているのは、「父母ともに」が就学前児童調査結果（以下、「就学前」といいます。）で64.0%、小学校児童調査結果（以下、「小学生」といいます。）で59.6%と最も高く、次いで、「保育所」または「小学校」、「母親」、「祖父母」と続いています。

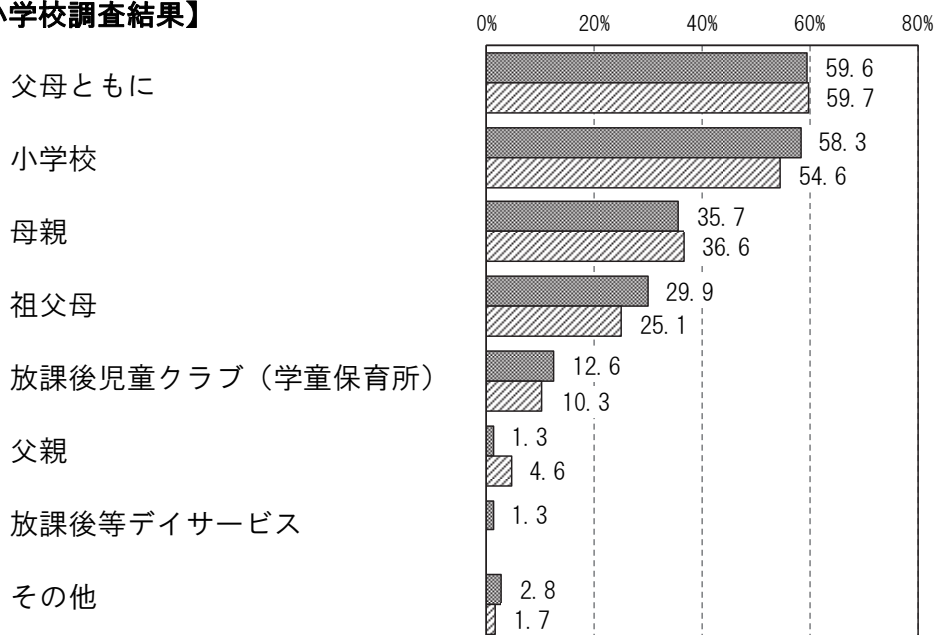
□ お子さんの子育てに日常的に関わっている方

【就学前調査結果】



■ 今回調査結果【N=422】 ▨ 前回調査結果【N=444】

【小学校調査結果】



■ 今回調査結果【N=602】 ▨ 前回調査結果【N=350】

(3) 保護者(母親)の就労状況

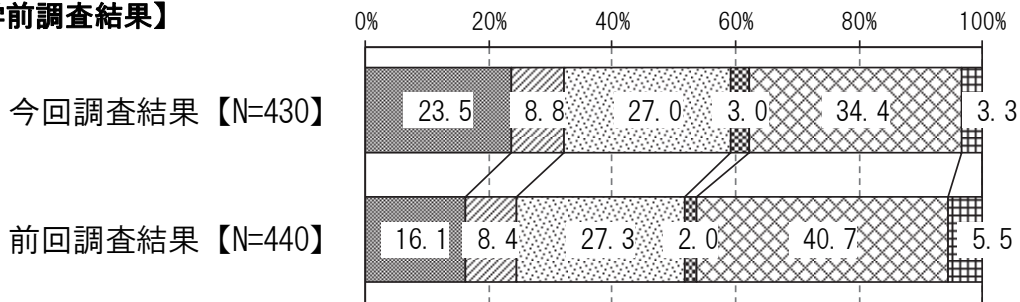
アンケート調査結果によると、母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は「就学前」で 23.5%、「小学生」で 26.2%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、約 30%の方が『フルタイム』で就労しています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は「就学前」で 27.0%、「小学生」で 48.2%となっており、産休・育休・介護休業中の方を加えると、「就学前」で約 30%、「小学生」で約 50%の方が『パート・アルバイト等』で就労しています。

一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は「就学前」で 34.4%、「小学生」で 18.0%となっており、「これまで就労したことがない」を加えると、「就学前」で約 40%、「小学生」で約 20%の方が『就労していない』という状況です。

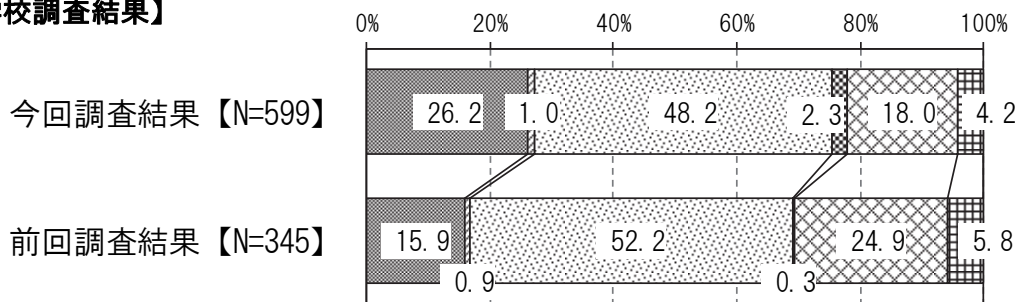
前回調査結果と比較すると、『フルタイム』の方が 10 ポイント前後増加し、全体として、『就労している』方が 8 ポイント以上増加しました。

□ お子さんの母親の現在の就労状況（択一回答）

【就学前調査結果】



【小学校調査結果】



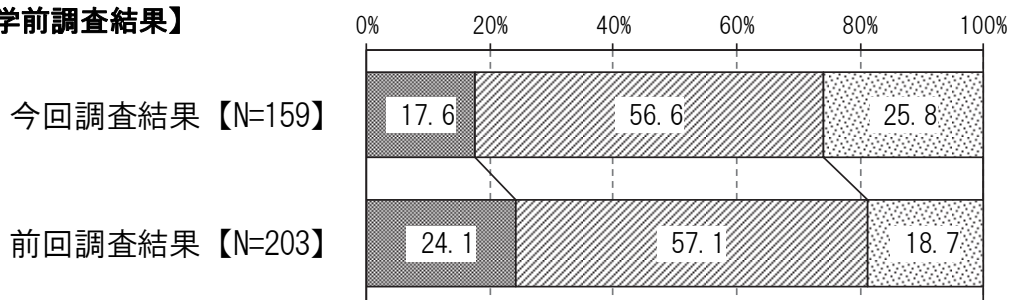
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▩ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▧ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▦ これまで就労したことがない

アンケート調査結果によると、現在就労していない方の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」が「就学前」で56.6%、「小学生」で41.1%とそれぞれ最も高く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると『就労したい』方は約70～80%を占めています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は「就学前」で17.6%、「小学生」で29.7%となっています。

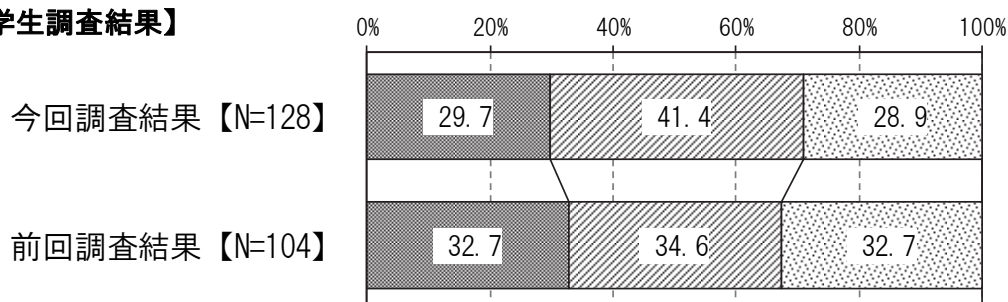
前回調査結果と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」と答えた方が減少しました。

□ 就労していない方の就労希望

【就学前調査結果】



【小学生調査結果】



- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- ▨ 1年より先、一番下の子どもが □ 歳になったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

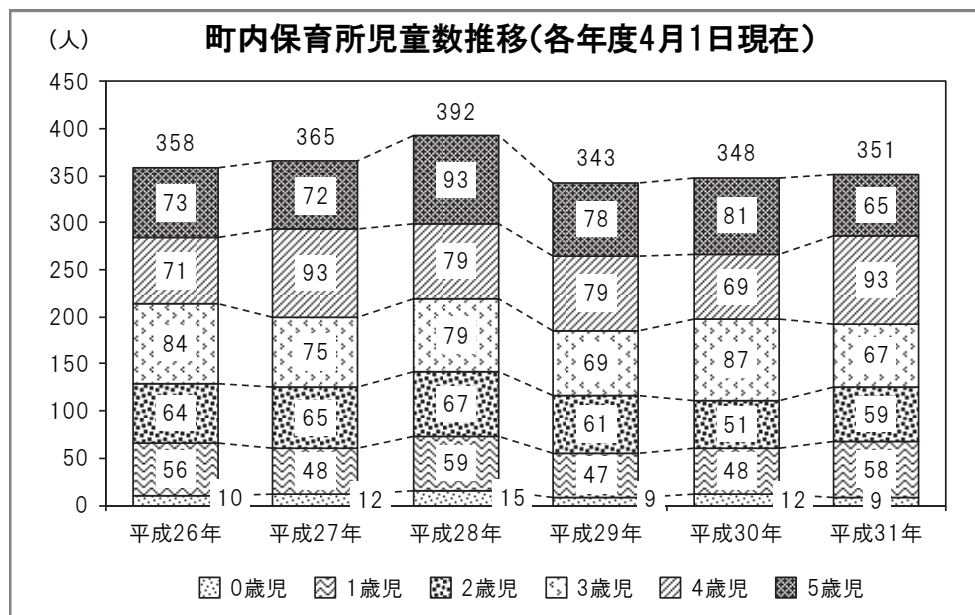
4. 川越町における主な子育て支援の取り組み

(1) 就学前教育・保育事業

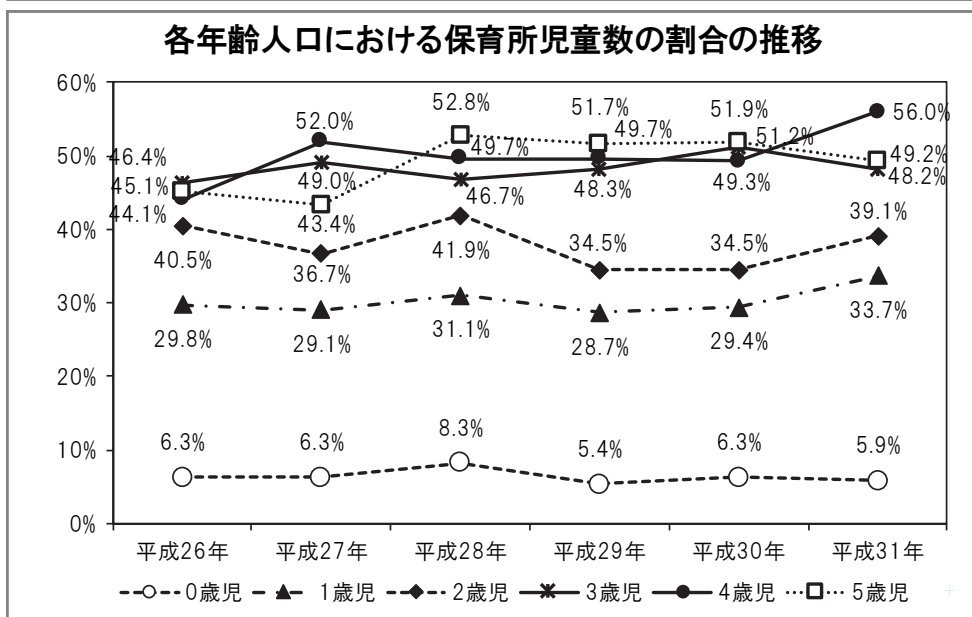
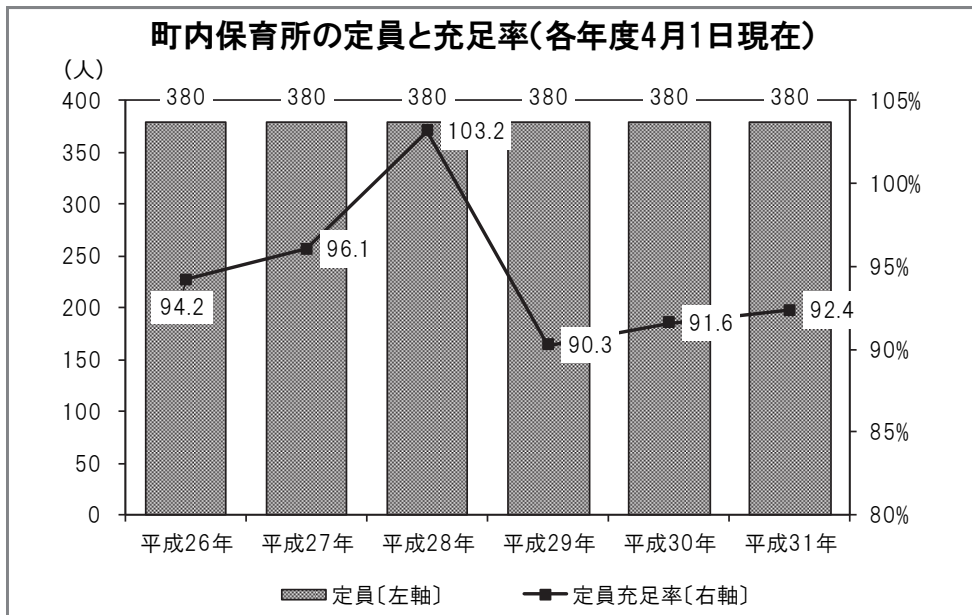
① 保育所の状況

保育所については、公立保育所3か所、私立保育園1か所の計4か所で保育を実施しています。定員数に対する充足率は、平成28年度に定員を上回りましたが、平成31年4月1日現在では92.4%となっています。年齢別の保育所児童数の割合をみると、平成30年から31年にかけて、1歳児、2歳児、4歳児で上昇傾向がみられます。保育を必要とする「2号子ども」について、計画時の量の見込みを大きく上回っていますが、弾力的な対応により保育の確保を図っています。一方、低年齢児（0、1歳児）の入所希望が増加する中、年度途中の入所希望者に対して保育士を確保できなかったため、待機児童が生じてしまいました。保育士については、研修などを受講したり、保育所（園）間での交流を通じて情報交換・情報共有を行ったりするなど、保育の質の向上に努めています。また、平成30年度からは幼稚園と同様に、保育所にも就学前教育アドバイザーを配置し、新保育指針に対応した保育の充実を図るための研修を行っています。

就労希望を持つ母親が増え、子育てと仕事を両立させたいというニーズが高まっている状況から、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる保育サービスの充実が求められています。また、全国的に保育士が不足していることから、今後も、保育所の安定運営のため、保育士の確保に努める必要があります。特に低年齢児の保育については、子どもの人数に対して必要な保育士の人数が多いため、保育士の確保により一層努める必要があります。



資料：福祉課

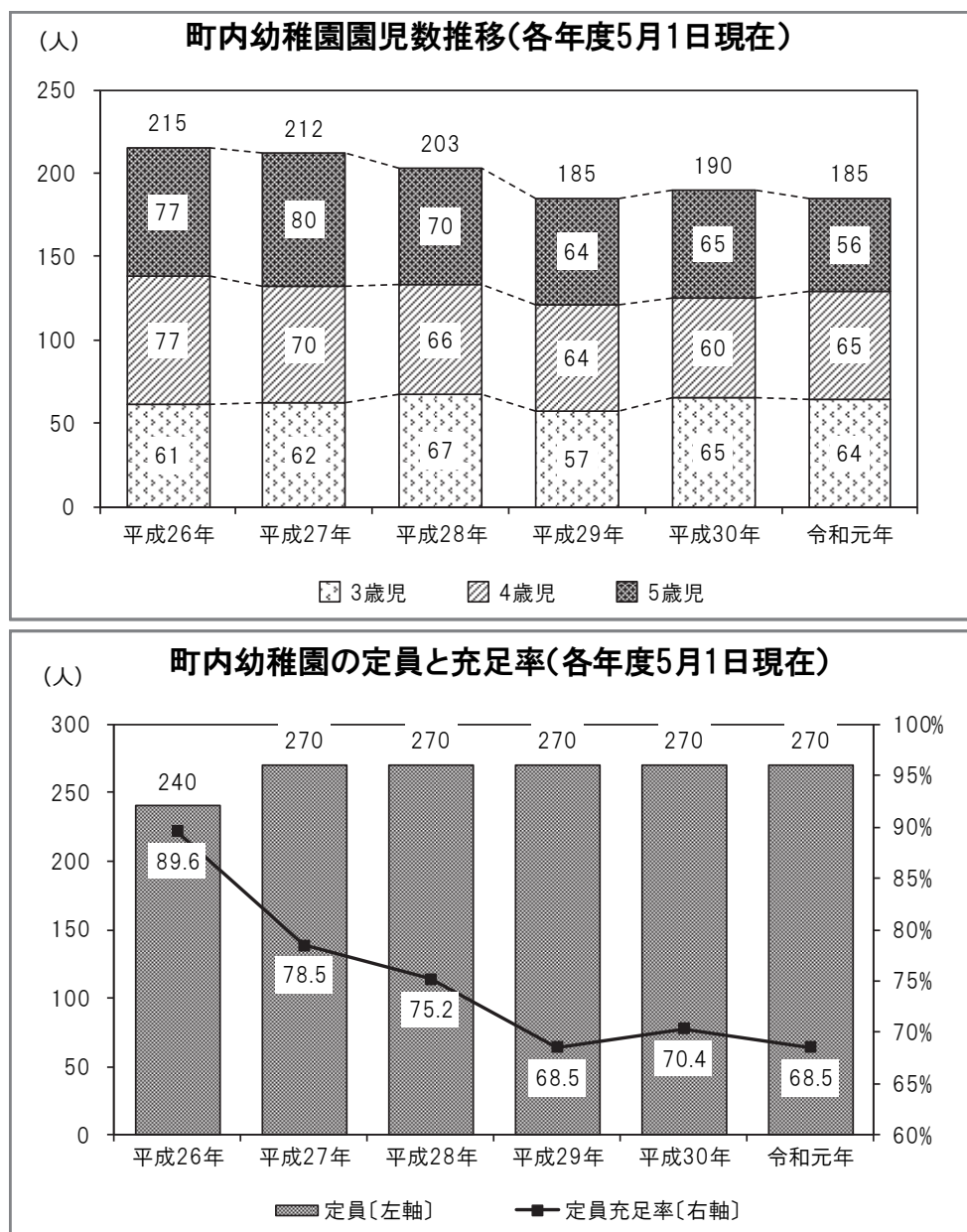


資料：福祉課

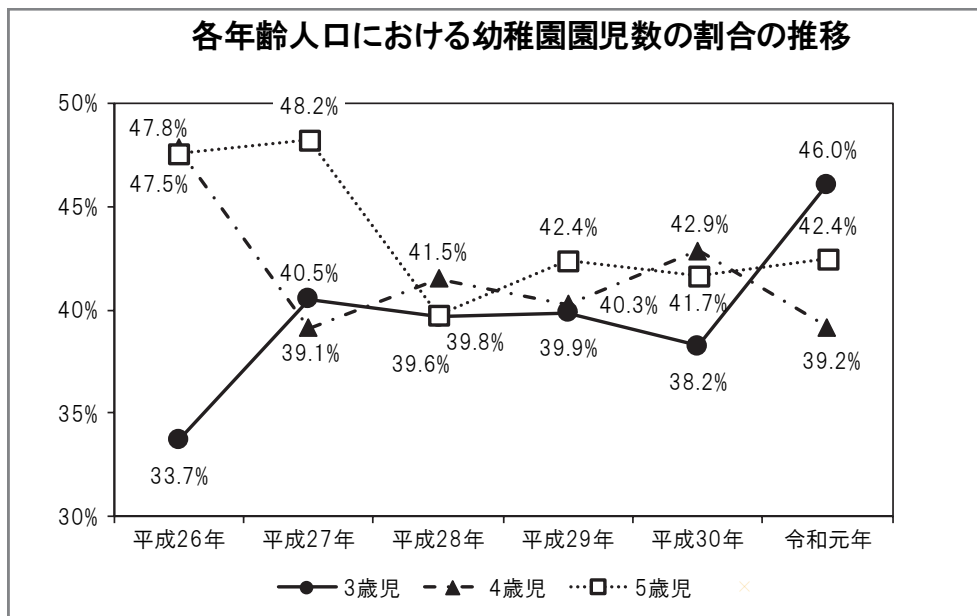
② 幼稚園の状況

幼稚園については、公立1か所にて保育を実施しています。定員数に対する充足率は低下傾向にあり、令和元年5月1日現在では68.5%となっています。年齢別の幼稚園園児割合をみると、平成26年度から29年度にかけて4歳児、5歳児で低下傾向にあり、平成30年から平成31（令和元）年にかけて3歳児で上昇傾向にあります。教職員については、平成29年度から就学前教育アドバイザーを配置し、さらなる質の向上に努めています。また、平成30年度から月に1回園庭開放を実施し、幼稚園での保育の様子を地域の保護者に周知しています。

平成27年度の新制度開始以降、全国的傾向と同じく、本町においても幼稚園園児数は減少傾向にあります。平成31（令和元）年度においても、園児数は見込み数よりも少ない傾向にあるため、今後も園児数の減少が懸念されます。また、全国的に幼稚園教諭は不足しており、保育の質を確保するために、幼稚園教諭の確保に努める必要があります。あわせて、支援の必要な園児の増加に対応するための方策と、適切な支援を行うための研修が引き続き必要です。



資料：学校教育課



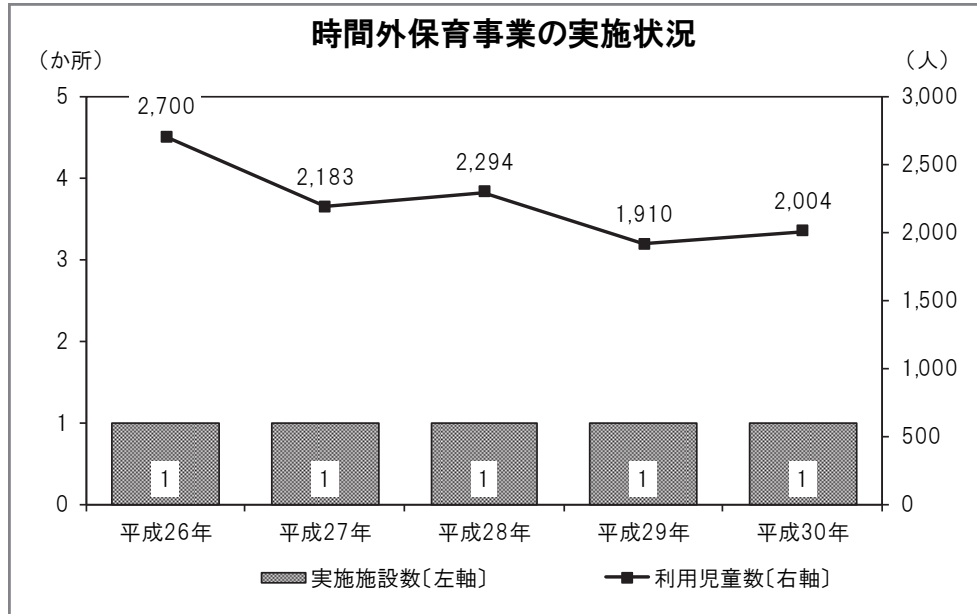
資料：学校教育課

(2) 地域子育て支援事業

① 時間外保育事業

時間外保育事業については、私立保育園1か所で午前7時から午後7時までの延長保育を実施しています。延べ利用者数はやや減少傾向にあり、約2,000人となっています。

今後も安定した時間外保育事業を実施するため、保育士の確保を図る必要があります。

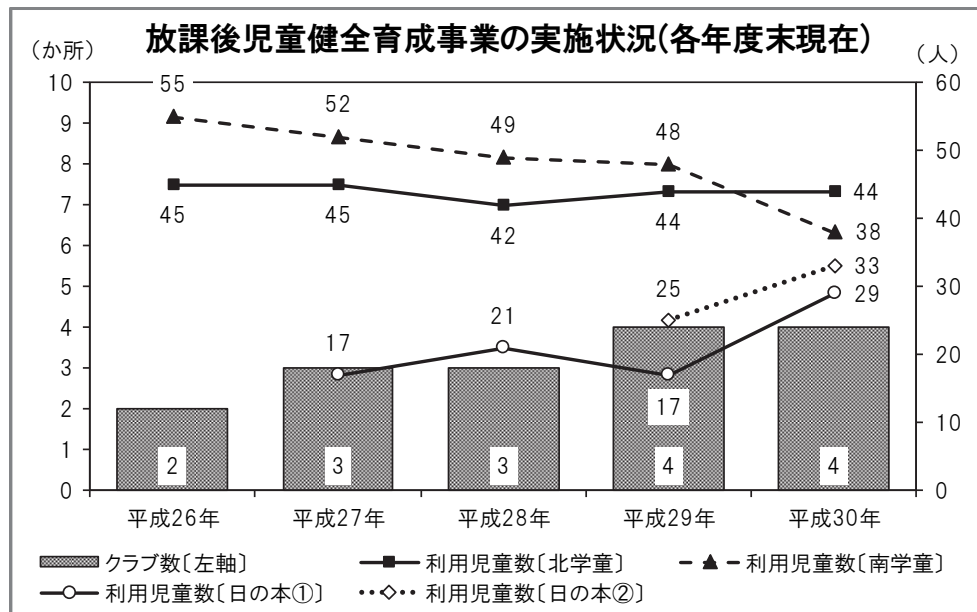


資料：福祉課

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

学童保育所については、平成27年度と平成29年度にそれぞれ1か所増設され、平成30年度末現在4か所で運営されています。利用（登録）児童数は年々増加し、4クラブ合わせて144人に上っています。

学童保育所の利用児童は年々増加しており、今後のニーズの動向に注視する必要があります。また、安定した学童保育所運営のため、支援員などの確保を図っていく必要があります。

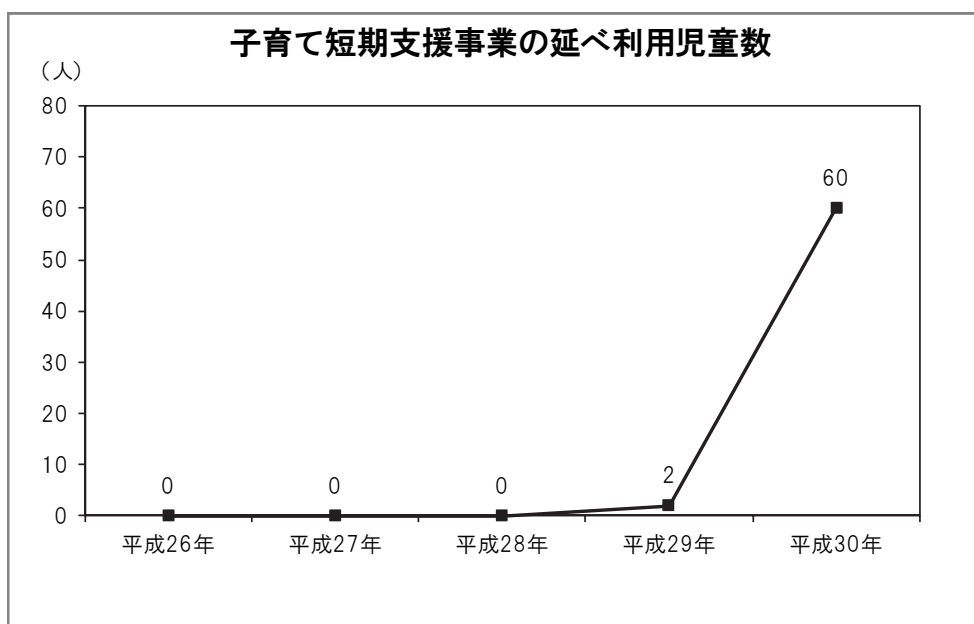


資料：福祉課 ※利用児童数は登録児童数であり、夏休みなど長期休暇時のみ利用の児童数を含みます。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かるショートステイについては、桑名市と四日市市の児童養護施設に委託しています。利用がなされない状況が続いていましたが、事業利用にあたっての問い合わせが増加しており、利用ニーズに応じた支援を実施することで、児童虐待に発展することへの未然防止に努めています。平成30年度には延べ60人が事業を利用しました。

今後も委託先の確保を継続して行うとともに、事業利用の増加により利用が困難となる場合が発生することも想定されるため、利用のニーズと必要性を判断しながら事業を実施する必要があります。

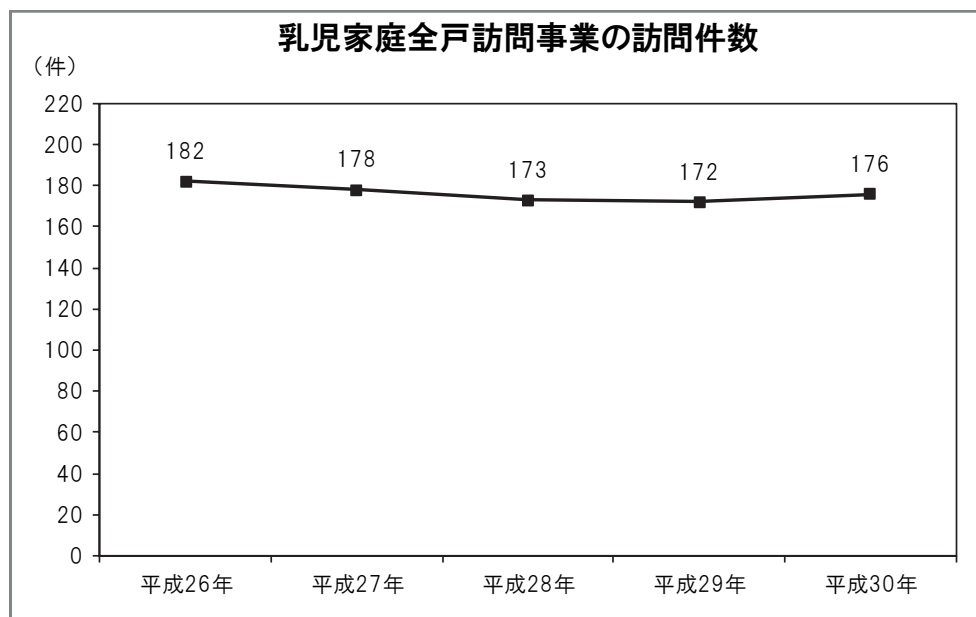


資料：福祉課

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

原則として生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を対象に、保健師、助産師などが訪問し、身体測定、予防接種や母子保健サービスの案内、母子の健康についての相談や授乳指導などを行っており、研修などを通じた保健師などの資質向上に努めています。また、最近の傾向として、外国人世帯や支援の必要があると考えられるハイリスク家庭が増加しているため、支援の必要があると考えられる家庭に対し、早期から関係づくりを行っています。平成30年度の訪問件数は176件でした。

今後も、事業内容の周知に努め、全戸訪問や全数把握に努める必要があります。また、訪問の結果によっては、養育支援訪問事業につなげるなど、早期からの虐待などの予防に努める必要があります。

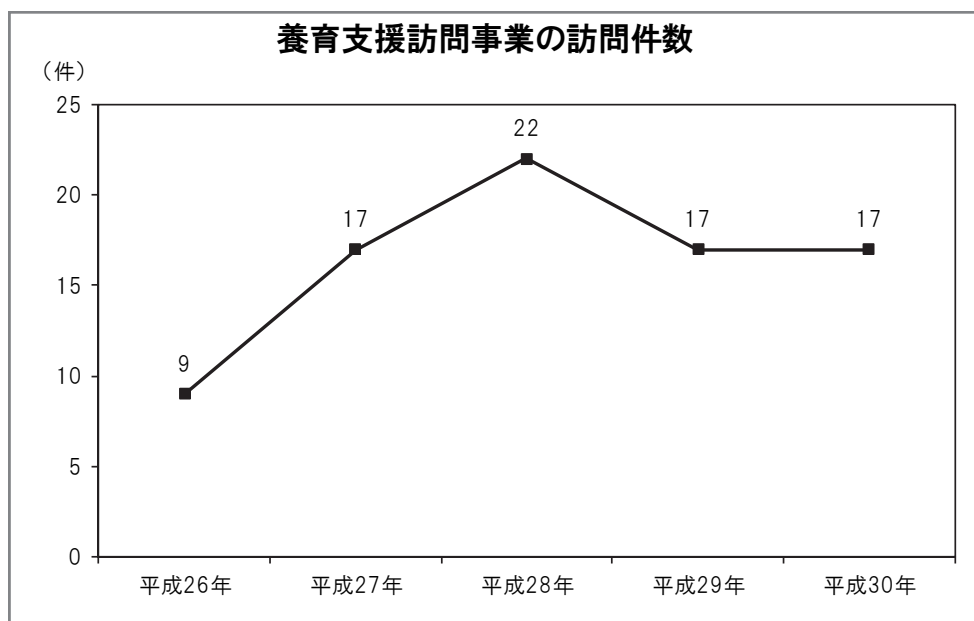


資料：健康推進課

⑤ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師などによる家庭訪問を実施しており、平成30年度の訪問件数は17件でした。最近は、虐待対策と子育て支援の狭間に位置するグレーゾーンの家庭や地域において支援を求めない家庭に対して、どのように介入していくかといった喫緊の課題があります。

今後も支援が必要な家庭を早期発見し、保健師、助産師など専門的かつ多角的な視点で支援が行えるよう各関係機関との情報交換、ケース会議などを密に行い、問題の早期解決や未然防止に努める必要があります。

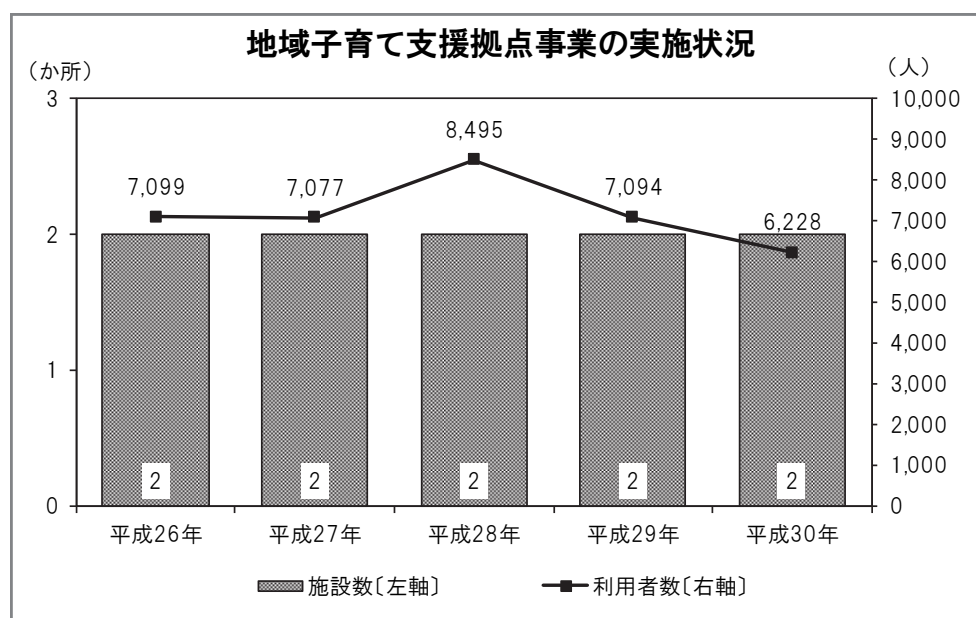


資料：福祉課、健康推進課

⑥ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

子育ての相談にのったり、保護者同士が交流したりする地域子育て支援センター事業については、町内2か所で実施しています。相談や親子の交流事業、地区公民館への出前事業などをそれぞれ行っており、平成30年度の利用者は6,228人となっています。

子育てに関する相談は年々増加しています。内容も、子どもの成長に関する悩み、家族の悩み、経済的な悩みなど多岐にわたり、地域子育て支援センターだけでは対応できない相談も増加しています。今後は、地域子育て支援センターの相談機能の強化を行うとともに、必要に応じて他の専門機関へつなげられるよう各機関との連携を強化する必要があります。また、家庭からあまり出ることができないなどの理由で、地域子育て支援センターを利用したことがない、または利用できない家庭についても支援が行えるよう、新たなアプローチが必要です。さらに、事業の利用者数・参加者数を増加させるだけでなく、内容の充実、レベルアップが必要です。

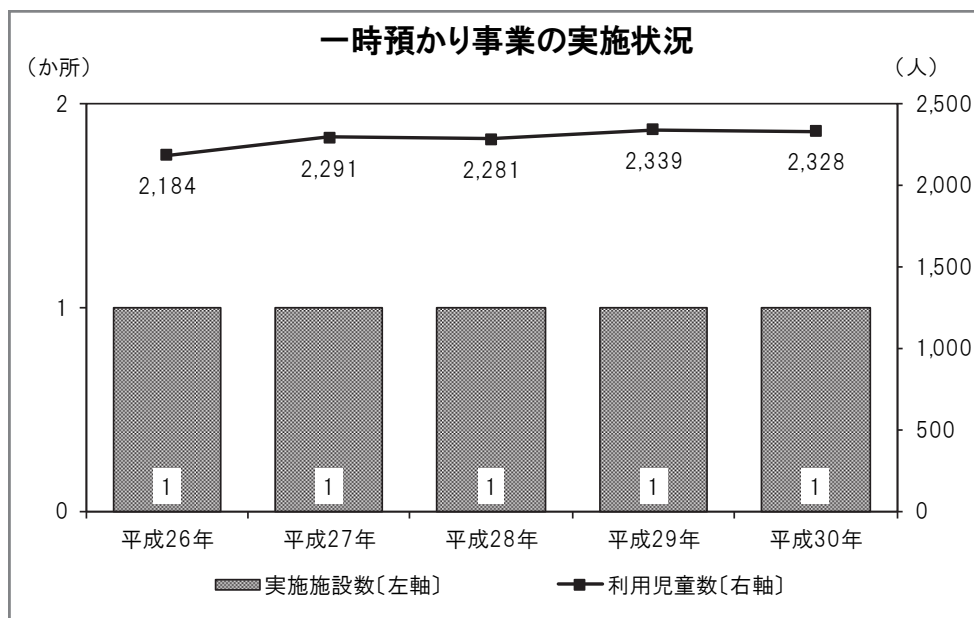


資料：福祉課

⑦ 一時預かり事業

普段は家でみているお子さんを一時的に預かる一時預かり事業は、私立保育園1か所で実施しています。保育所で待機児童が発生し、保育ニーズの受け皿となっている要因もある中、利用者数は増加傾向にあり、平成30年度の利用児童数は2,328人となっています。

今後も、流動的なニーズに合わせて受け入れ態勢の確保を継続する必要があります。

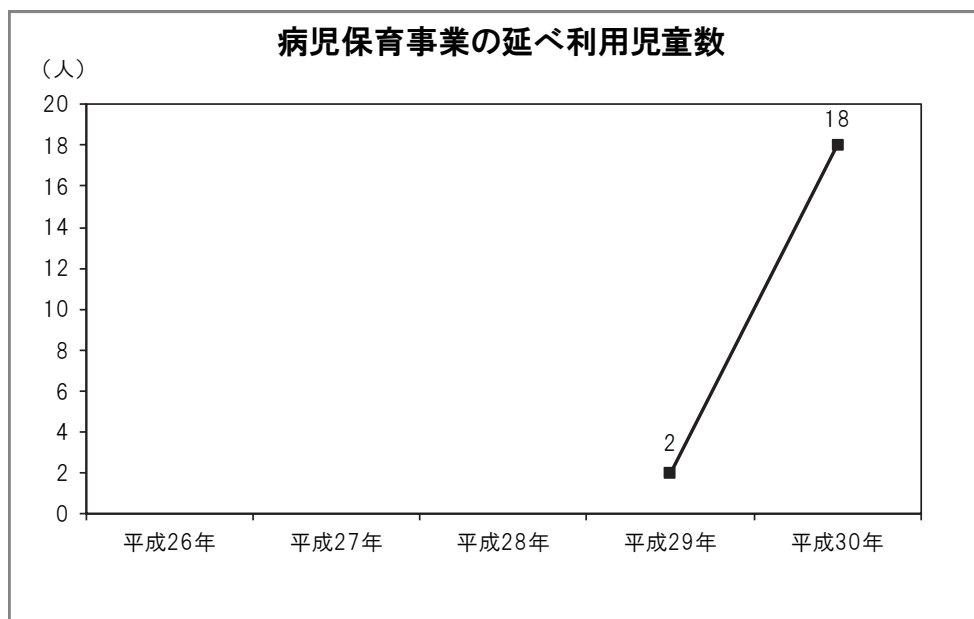


資料：福祉課

⑧ 病児保育事業

病気の回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育については、平成29年度から桑名市との共同事業として実施しており、平成30年度の利用は延べ18人となっています。

桑名市の病児・病後児保育の実施事業所が2か所に増えたこともあり、さらに病児保育事業の実施に関して周知を行うとともに、地理的条件や受け入れ体制など、より利便性の高い事業とするため、近隣他市町との共同実施についても検討する必要があります。

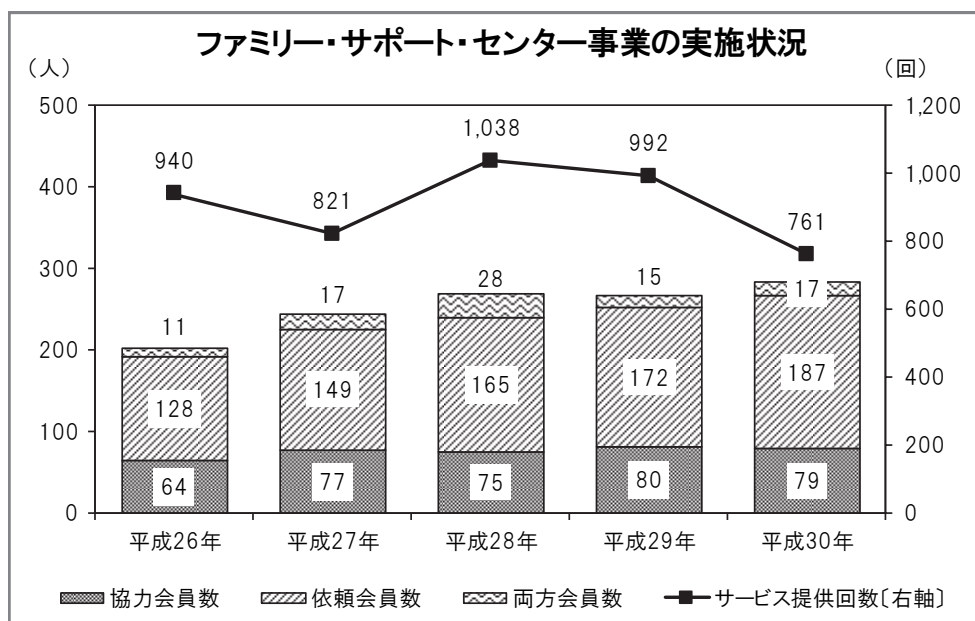


資料：福祉課

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

保護者の急な用事の際などの子どもの預かり、保育施設までの送迎などのサービス提供を行うファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員と協力会員、両方を兼ねる会員の相互によって提供され、会員数は増加傾向にあります。平成30年度のサービスの提供回数は延べ761回となっています。

今後も会員の増加をめざすとともに、講習会などにより協力会員のレベルアップに努める必要があります。また、トワイライトステイについては、ファミリー・サポート・センター事業がその役割を果たしていますが、今後も増加すると予想されるニーズに合わせて、サービス内容の検討が必要です。

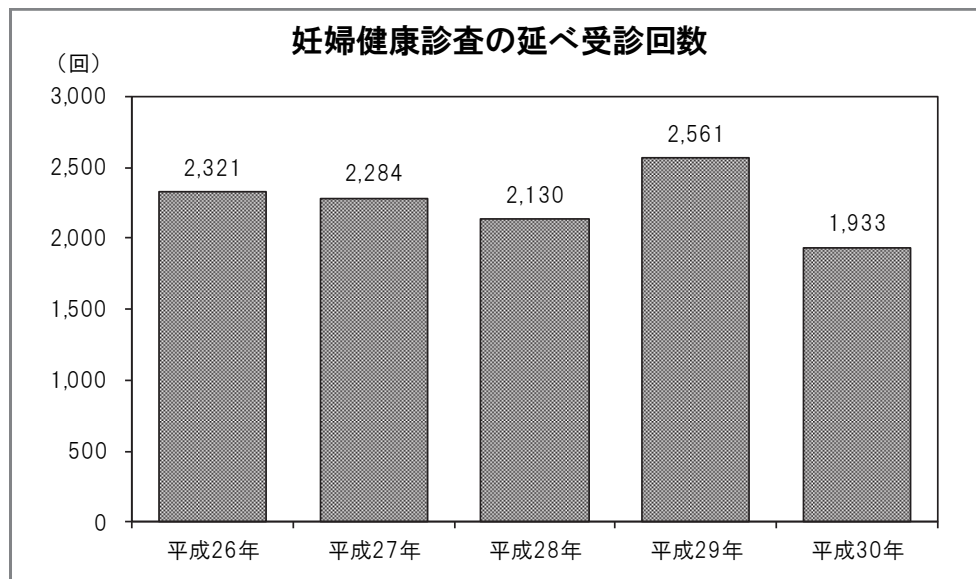


資料：福祉課

⑩ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しており、ほとんどの対象者が受診され、平成30年度の受診回数は延べ1,933回となっています。

ごく少数ですが、妊娠届出の申請が遅い方や未受診の方がいるため、事業を利用できるよう情報を周知していく必要があります。



資料：健康推進課

⑪ 母子保健事業

母子保健事業として、母子健康手帳の交付とともに、4か月児と10か月児の健康診査を医療機関への委託により、また、1歳6か月児と3歳6か月児の健康診査を集団により実施しています。健康相談については件数が減少傾向にあります。

今後も健診受診勧奨を実施し、受診率の維持をめざす必要があります。また、未受診者へのフォロー体制を強化し、虐待の未然防止などにもつなげていく必要があります。

母子保健事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳交付数	204	188	179	196	142
4か月児健康診査 受診児数（人）	180	191	169	172	191
10か月児健康診査 受診児数（人）	165	182	177	158	181
1歳6か月児健康診査 受診児数（人）	169	162	187	148	158
3歳6か月児健康診査 （一般・歯科・視力） 受診児数（人）	166	170	138	149	165
発達相談 延べ件数 （件）	57	57	55	50	53
健康相談 延べ件数 （件）	890	748	687	601	540

資料：健康推進課

5. ニーズ調査結果の概要

「第2期川越町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」の策定に向けた基礎資料とすることを目的として、就学前児童（0～5歳児）及び小学校児童の保護者の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにニーズ調査を実施しました。

□ サンプル数及び有効回収数

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	741	434	58.6%
小学校児童調査	688	613	89.1%

□ 調査の方法

①調査対象地域	川越町全域
②調査対象者	対象年齢児童のいる保護者
③調査期間	平成30年11月～12月
④調査方法	直接または郵送による配布・回収

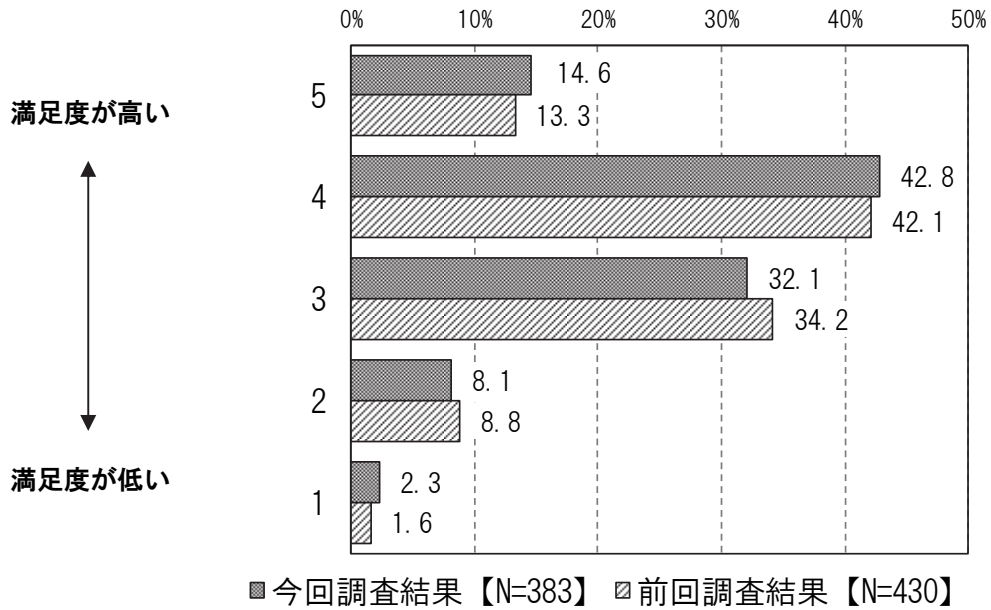
(1) 子育て支援全般について

① 川越町における子育ての環境や支援への満足度

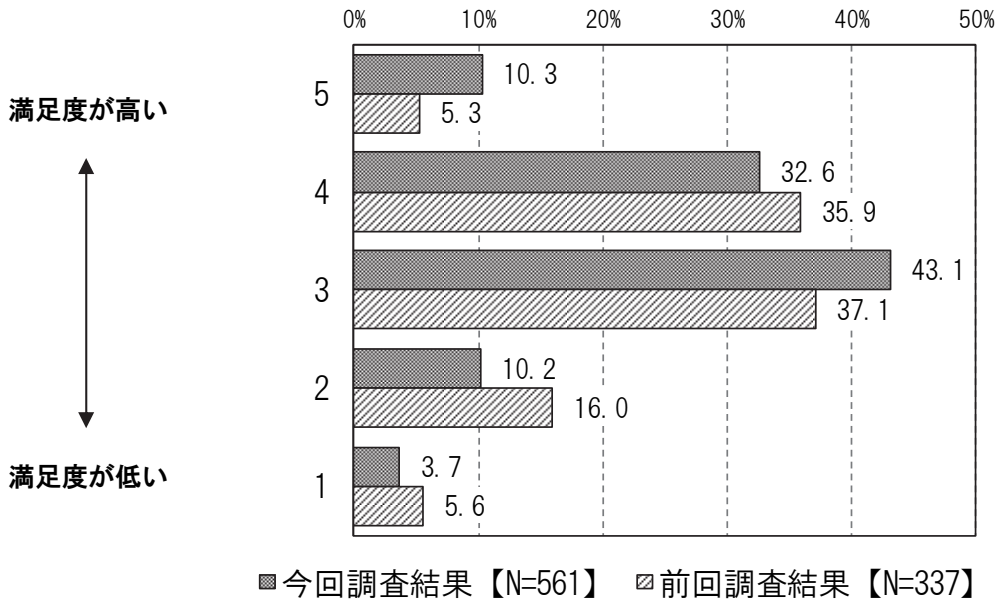
川越町における子育ての環境や支援への満足度は、満足度の高い「5」や「4」を選んだ方は「就学前」で合わせて57.4%、「小学生」で42.9%あり、満足度の低い「1」や「2」を選んだ方を大きく上回っています。

前回調査結果と比較すると、満足度の高い「5」や「4」を選んだ方が増加しました。

□ 川越町における子育ての環境や支援への満足度【就学前調査結果】



□ 川越町における子育ての環境や支援への満足度【小学生調査結果】

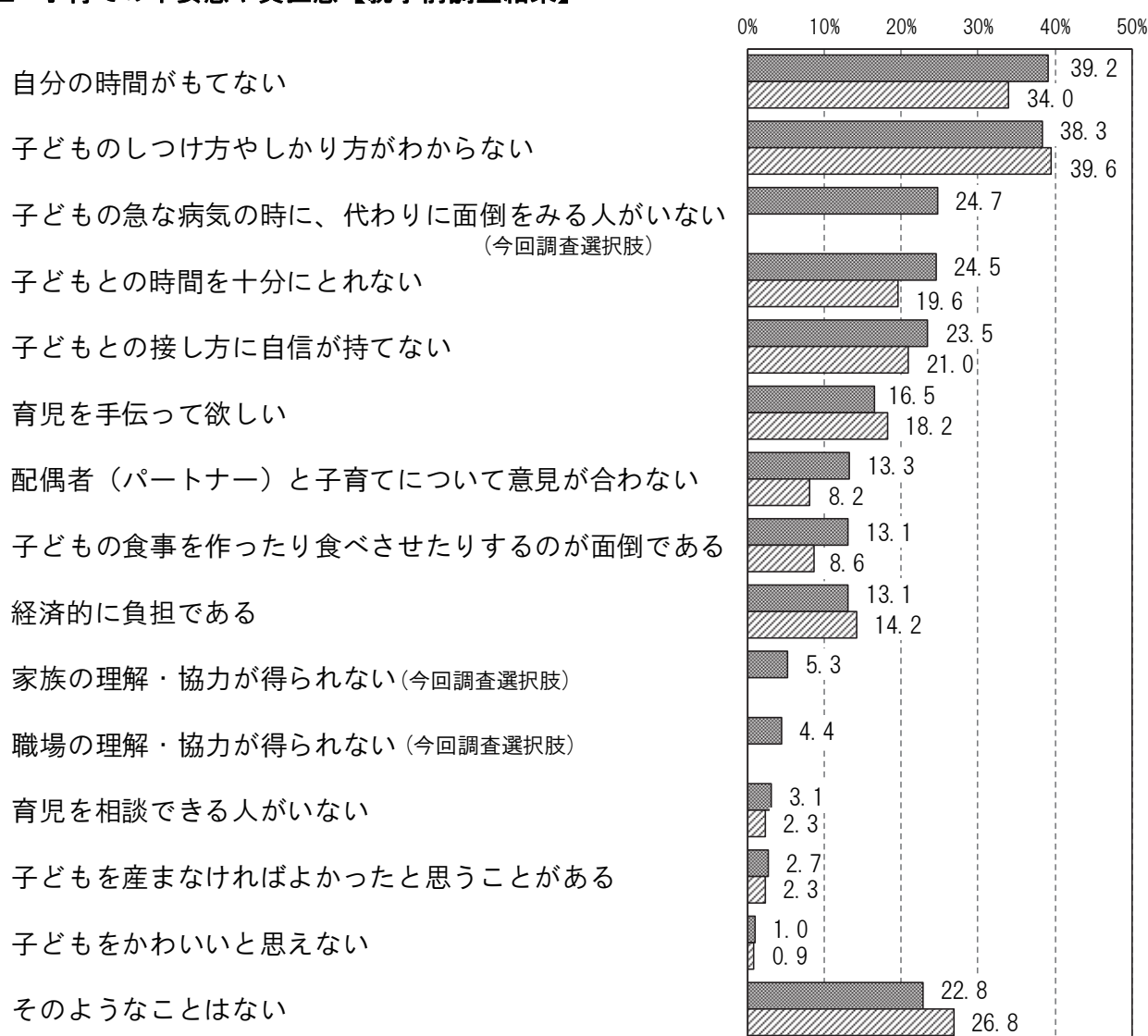


② どのようなことに不安感や負担感を感じるか

子育てをしていて不安感や負担感を感じることについて、「就学前」においては、「自分の時間がもてない」が39.2%と最も高く、次いで、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が38.3%、「子どもの急な病気の時に、代わりに面倒をみる人がいない」が24.7%、「子どもとの時間を十分にとれない」が24.5%と続いています。一方、「そのようなことはない」は22.8%となっています。

前回調査結果と比較すると、「自分の時間がもてない」が5.2ポイント、「配偶者（パートナー）と子育てについて意見が合わない」が5.1ポイント、「子どもとの時間を十分にとれない」が4.9ポイント、「子どもの食事を作ったり食べさせたりするのが面倒である」が4.5ポイント、それぞれ増加しました。一方、「そのようなことはない」は4.0ポイント減少しました。

□ 子育ての不安感や負担感【就学前調査結果】

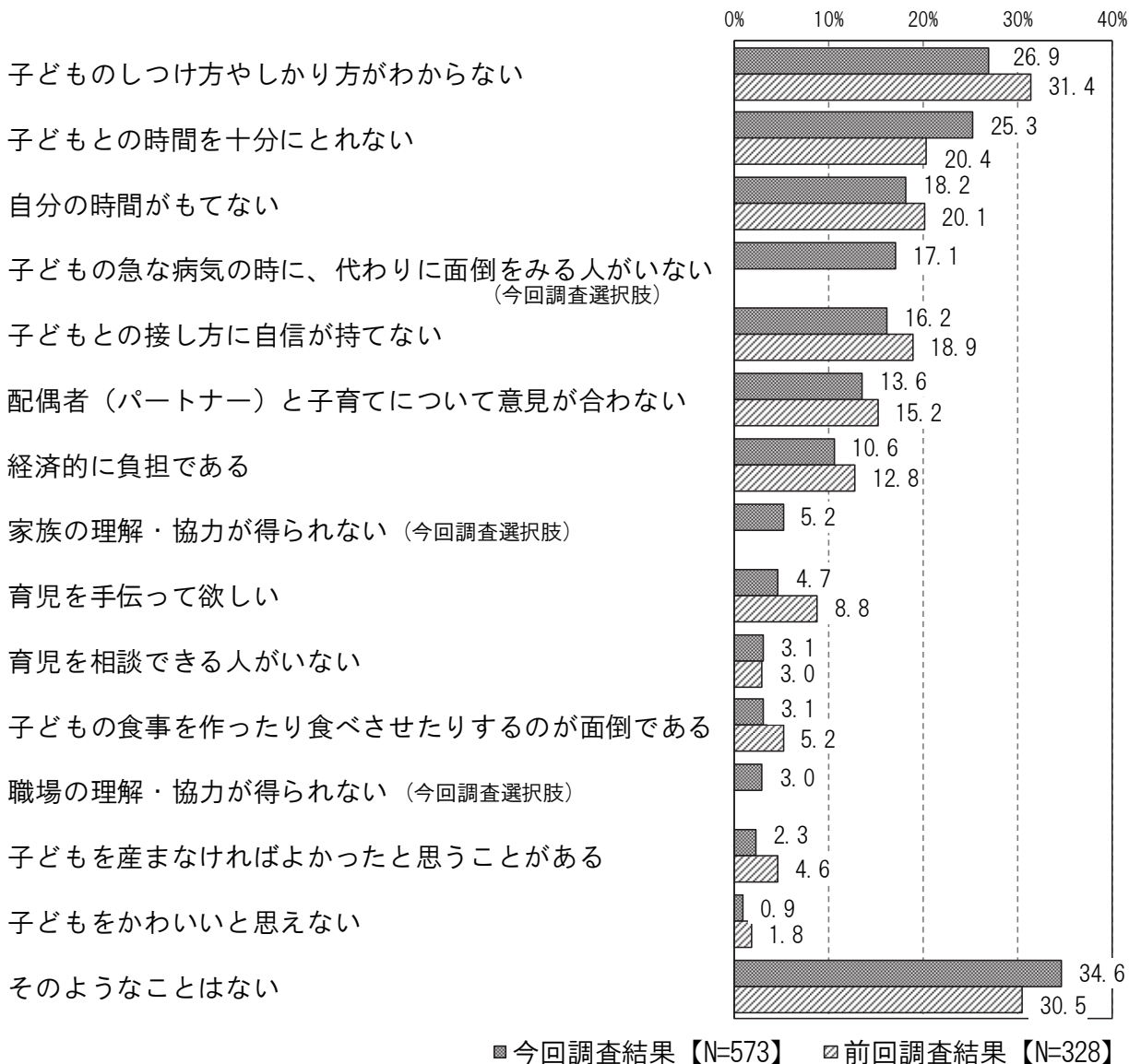


■ 今回調査結果【N=413】 □ 前回調査結果【N=429】

子育てをしていて不安感や負担感を感じることについて、「小学生」においては、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が26.9%と最も高く、次いで、「子どもとの時間を十分にとれない」が25.3%、「自分の時間がもてない」が18.2%と続いています。一方、「そのようなことはない」は34.6%となっています。

前回調査結果と比較すると、「子どものしつけ方やしかり方がわからない」が4.5ポイント、「育児を手伝って欲しい」が4.1ポイント、それぞれ減少しています。全般に大きな順位の変化はありませんでした。「子どもとの時間が十分にとれない」は4.9ポイント、「そのようなことはない」は4.1ポイント、それぞれ増加しました。

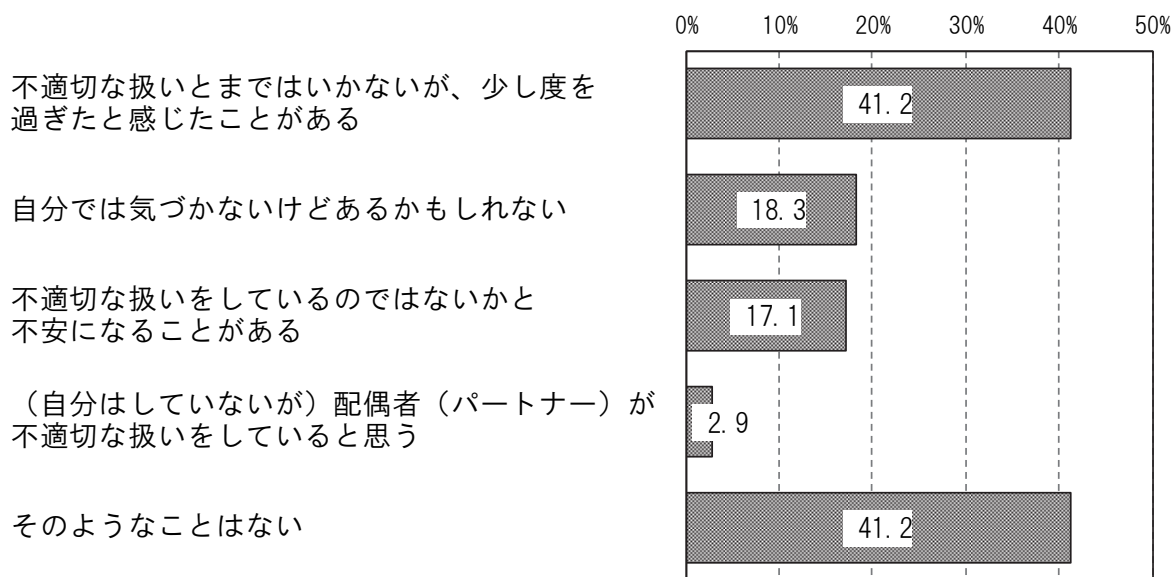
□ 子育ての不安感や負担感【小学生調査結果】



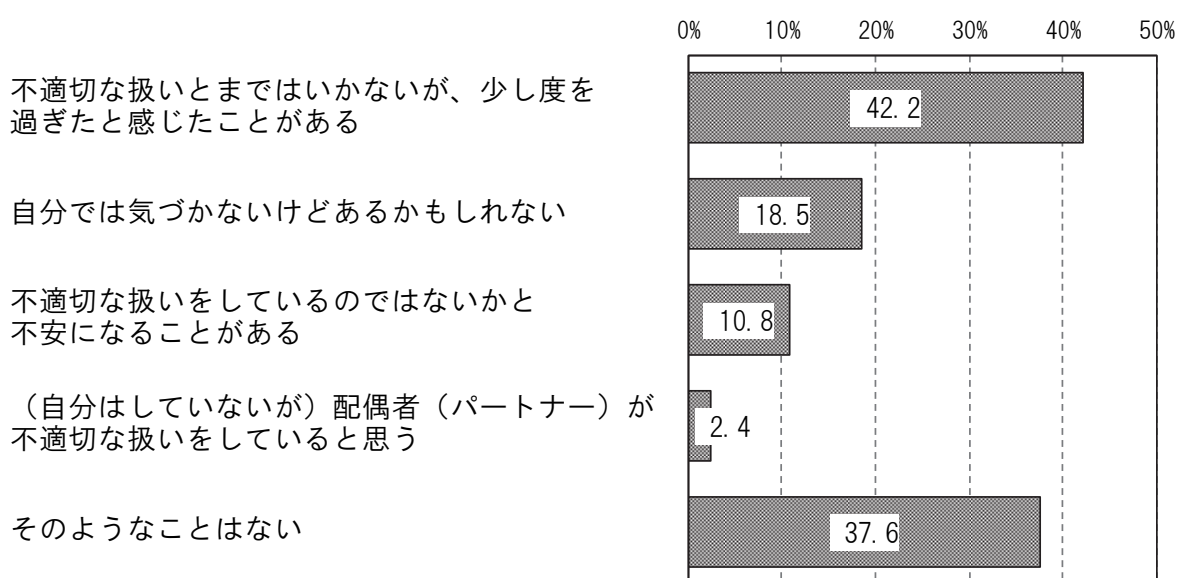
③ 子どもに対する不適切な扱い

虐待など不適切な扱いをしてしまったのではないかと思ったことについては、「不適切な扱いとまではいかないが、少し度を過ぎたと感じたことがある」が「小学生」で42.2%と最も高く、「そのようなことはない」が37.6%で続きます。「就学前」でも、「そのようなことはない」と「不適切な扱いとまではいかないが、少し度を過ぎたと感じたことがある」が41.2%と同率となっています。さらに、「自分では気づかないけどあるかもしれない」、「不適切な扱いをしているのではないかと不安になることがある」が続いています。

□ 虐待など不適切な扱いをしてしまったと思うこと【就学前調査結果】



□ 虐待など不適切な扱いをしてしまったと思うこと【小学生調査結果】



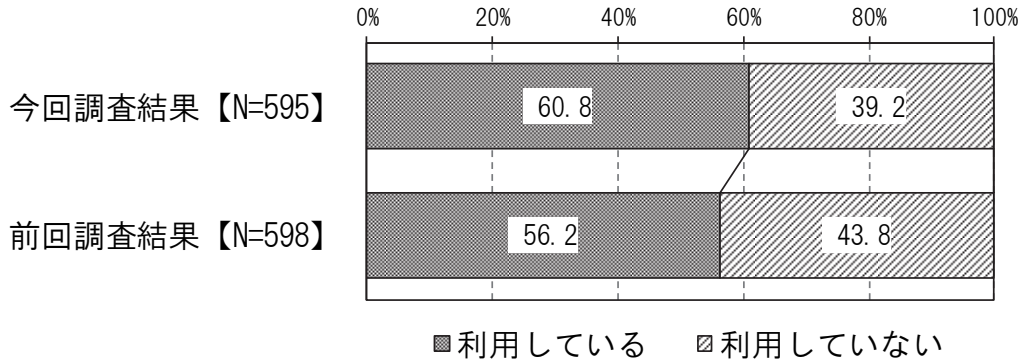
(2) 教育・保育事業の利用について

① 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が60.8%となっています。一方、「利用していない」は39.2%となっています。

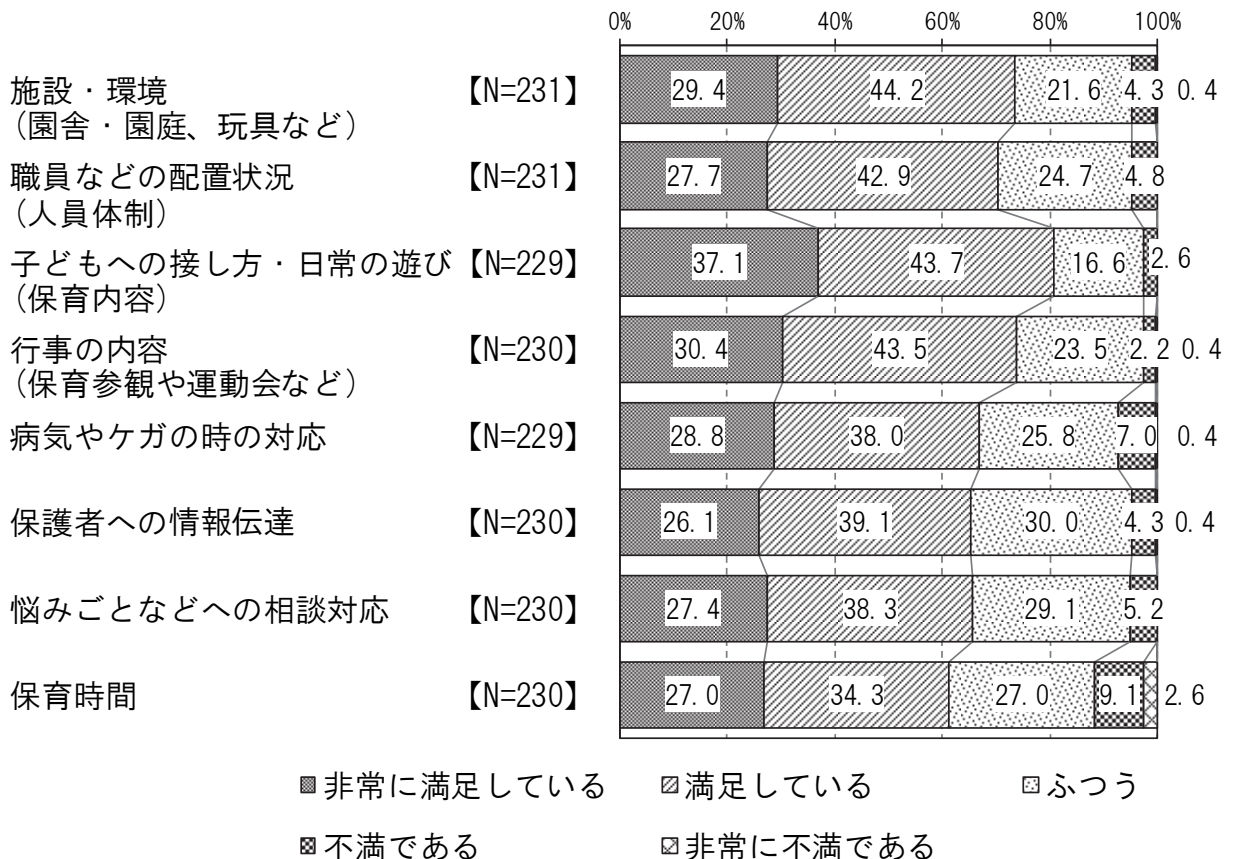
前回調査結果と比較すると、「利用している」が4.6ポイント増加しました。

□ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況【就学前調査結果】



利用している教育・保育事業についての満足度は、いずれの項目についても「満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』割合は60%を超えています。特に、「子どもへの接し方・日常の遊び」については『満足している』は80.8%に上り、満足度が高くなっています。一方、「保育時間」については、「非常に不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』割合が11.7%と、他の項目に比べて高くなっています。

□ 現在利用している教育・保育の事業に対する満足度【就学前調査結果】

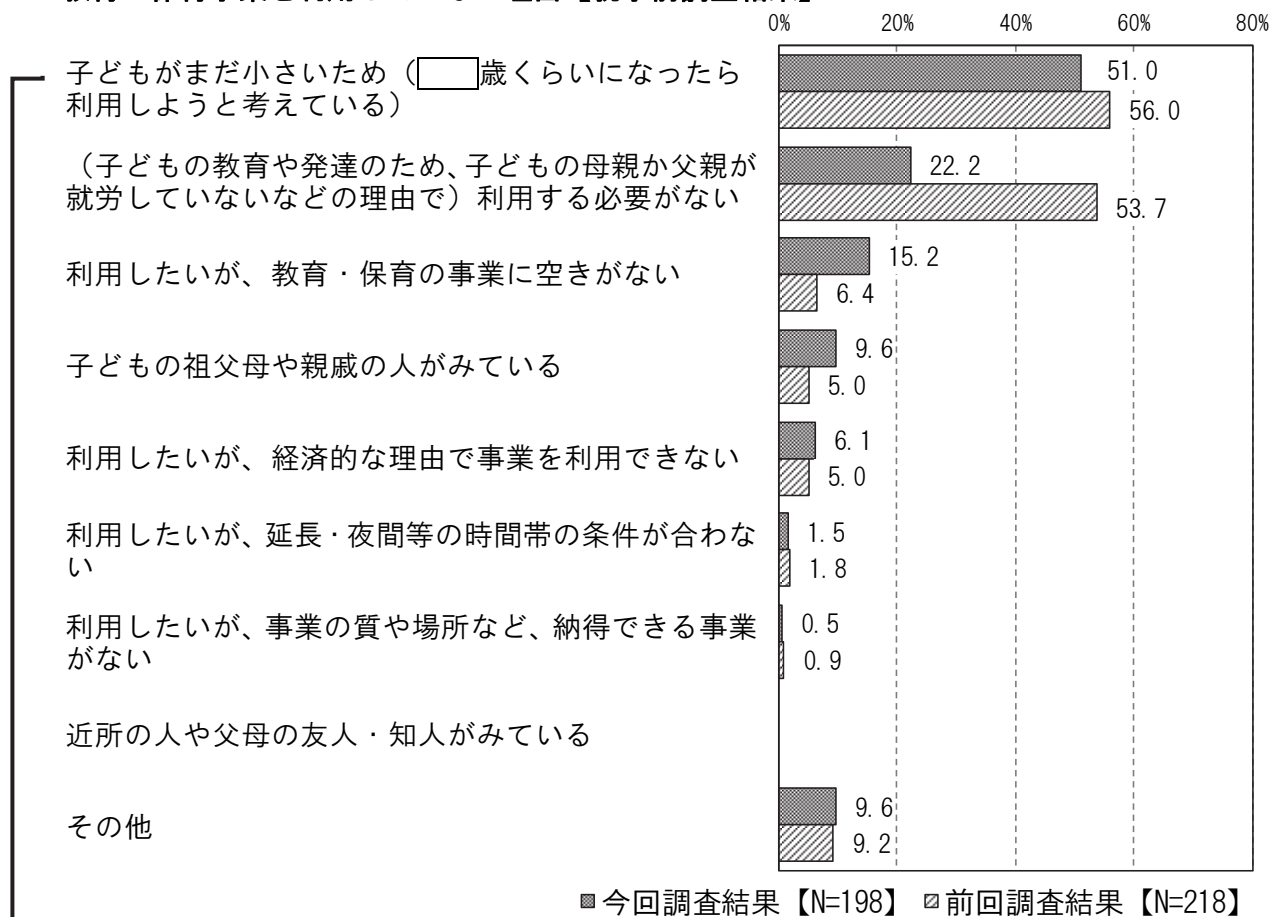


② 定期的な教育・保育の事業を利用していない人の理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（□歳くらいになったら利用しようと考えている）」が 51.0%と最も高く、次いで、「利用する必要がない」が 22.2%と続いています。

前回調査結果と比較すると、「利用する必要がない」が 31.5 ポイント減少しました。一方、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」は 8.8 ポイント増加しました。

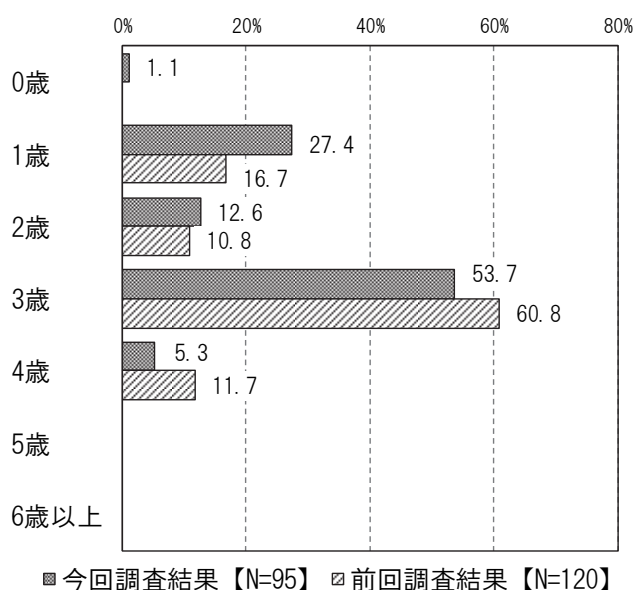
□ 教育・保育事業を利用していない理由【就学前調査結果】



子どもが「3歳」になったら利用しようと考えている方が 53.7%と最も高く、次いで、「1歳」(27.4%)、「2歳」(12.6%)、「4歳」(5.3%)と続いています。

前回調査結果と比較すると、「1歳」が 10.7 ポイント増加しました。

一方、「3歳」は 7.1 ポイント、「4歳」は 6.4 ポイント、それぞれ減少しました。

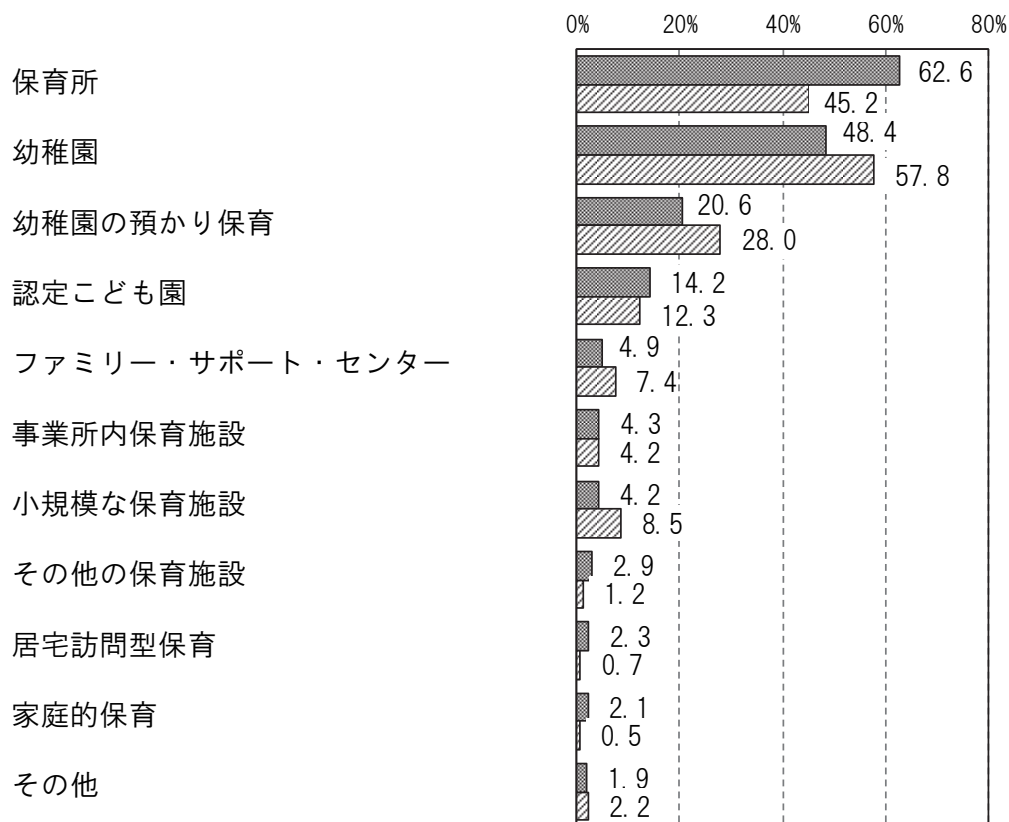


③ 平日の定期的な教育・保育の事業の利用意向

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「保育所」が62.6%と最も高くなっています。以下、「幼稚園」(48.4%)、「幼稚園の預かり保育」(20.6%)、「認定子ども園」(14.2%)と続いています。

前回調査結果と比較すると、「保育所」が17.4ポイント増加しました。一方、「幼稚園」は9.4ポイント、「幼稚園の預かり保育」は7.4ポイント、それぞれ減少しました。

□ 平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業【就学前調査結果】

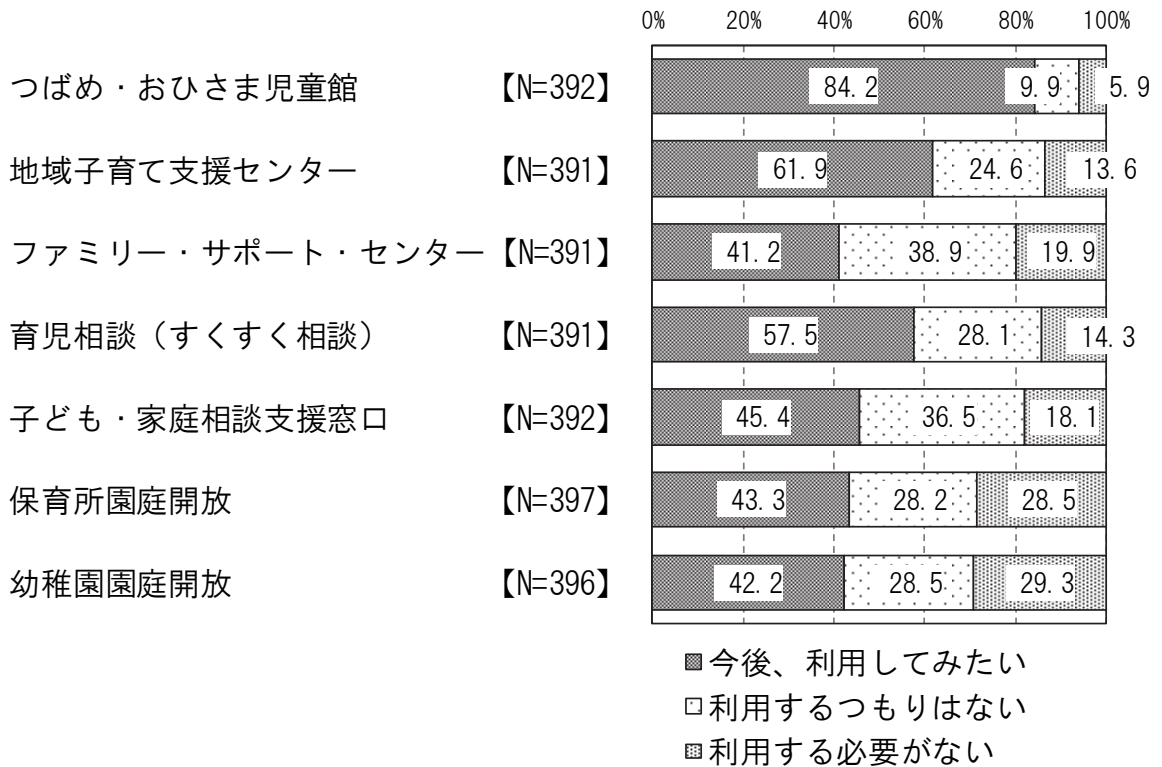


■ 今回調査結果【N=577】 ▨ 前回調査結果【N=578】

(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

① 地域子育て支援センターの利用意向

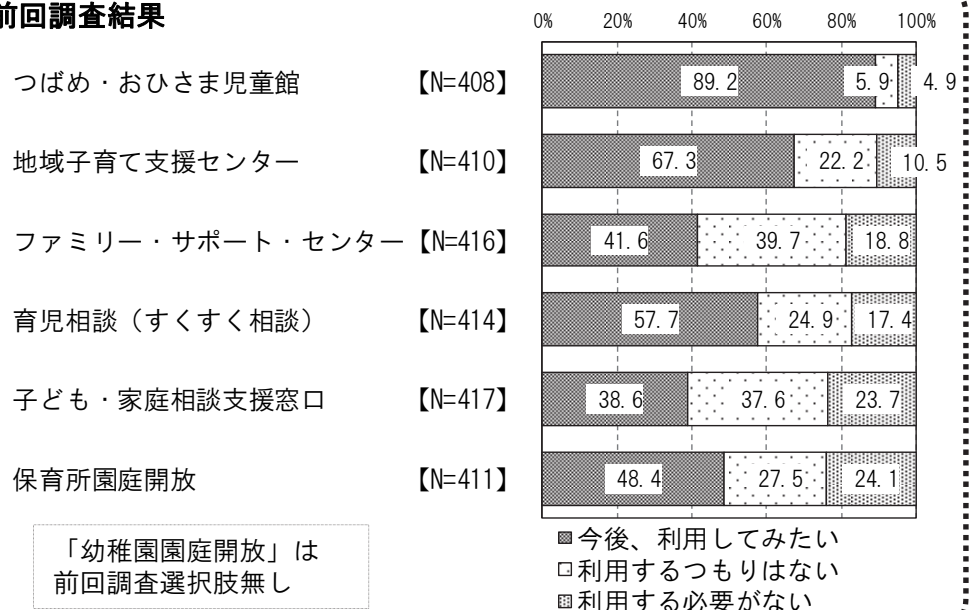
利用意向の高い事業（「今後、利用してみたい」事業）については、「つばめ・おひさま児童館」が84.2%と最も高くなっています。次いで、「地域子育て支援センター」（61.9%）、「育児相談（すくすく相談）」（57.5%）と続いており、現在の利用度と同様の結果となっています。



前回調査結果と比較すると、利用意向については、「子ども・家庭相談支援窓口」が6.8ポイント増加しました。

一方、「つばめ・おひさま児童館」は5.0ポイント、「地域子育て支援センター」は5.4ポイント、「保育所園庭開放」は5.1ポイント、それぞれ減少しました。

前回調査結果

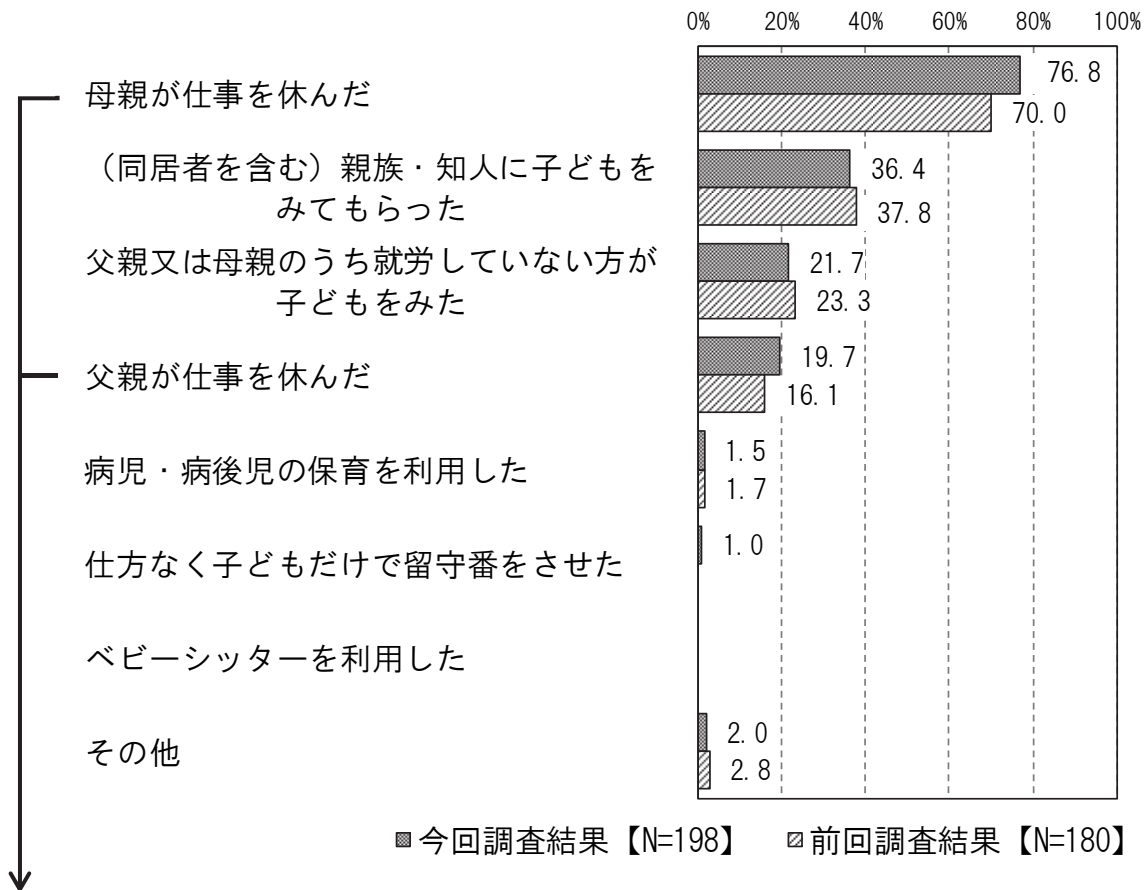


② 子どもが病気の際の対応

お子さんが病気やけがで利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が76.8%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」(36.4%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(21.7%)と続きます。

前回調査結果と比較すると、「母親が仕事を休んだ」が6.8ポイント、「父親が仕事を休んだ」が3.6ポイント、それぞれ増加しました。

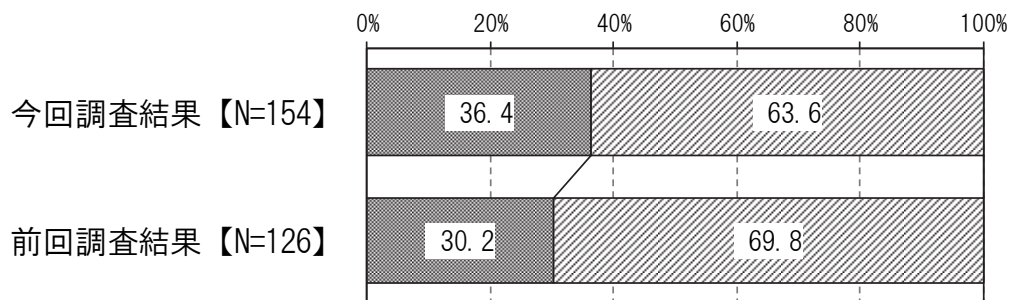
□ 病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法【就学前調査結果】



仕事を休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」方は36.4%となっており、「利用したいとは思わない」方が63.6%を占めています。

前回調査結果と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えた方が6.2ポイント増加しました。

□ その際、病児・病後児保育施設を利用したかったか



■ できれば病児・病後児保育施設等を利用したい
 □ 利用したいとは思わない

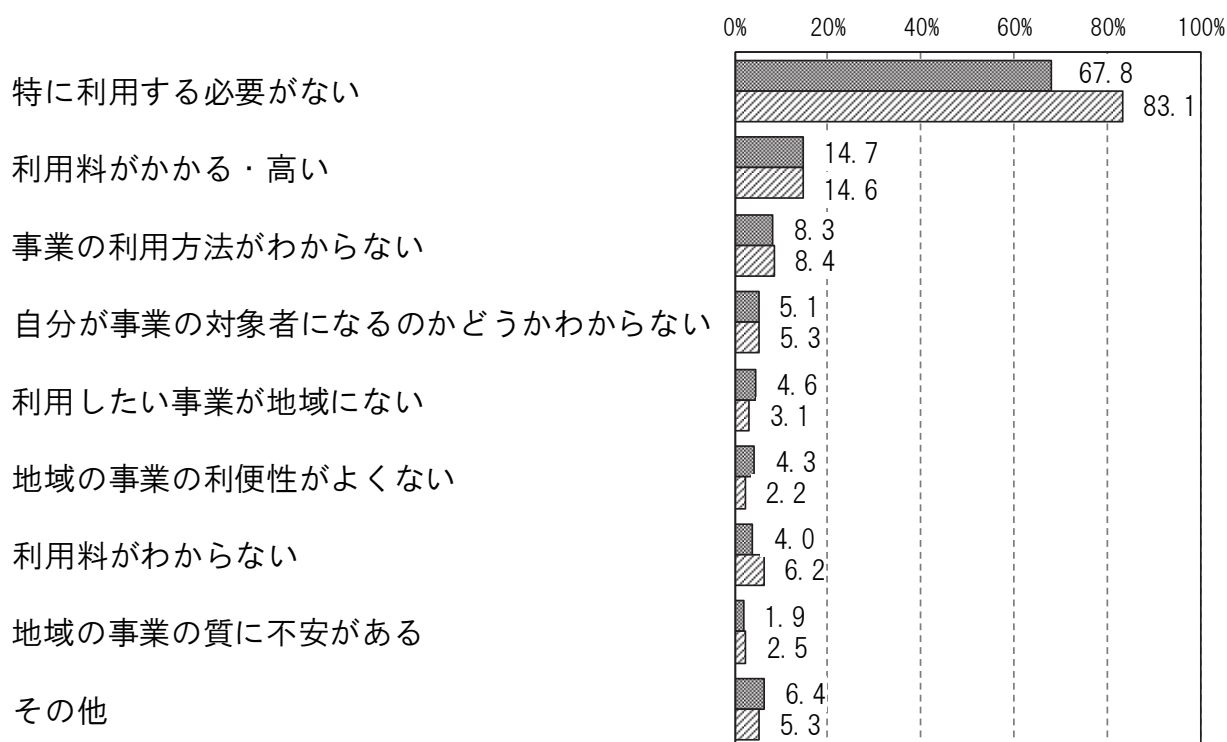
③ 一時預かりなど不定期の事業

不定期で教育・保育事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が67.8%と最も高くなっています。

「事業の利用方法がわからない」(8.3%)、「自分が事業の対象者になるのかどうかかわからない」(5.1%)、「利用料がわからない」(4.0%)などは、情報不足によって利用していないと思われます。「利用料がかかる・高い」(14.7%)や「利用したい事業が地域にない」(4.6%)、「地域の事業の利便性がよくない」(4.3%)、「地域の事業の質に不安がある」(1.9%)などは、内容や条件などによって利用していないと思われます。

前回調査結果と比較すると、「特に利用する必要がない」が15.3ポイント減少しました。

□ 不定期の事業を現在利用していない理由【就学前調査結果】



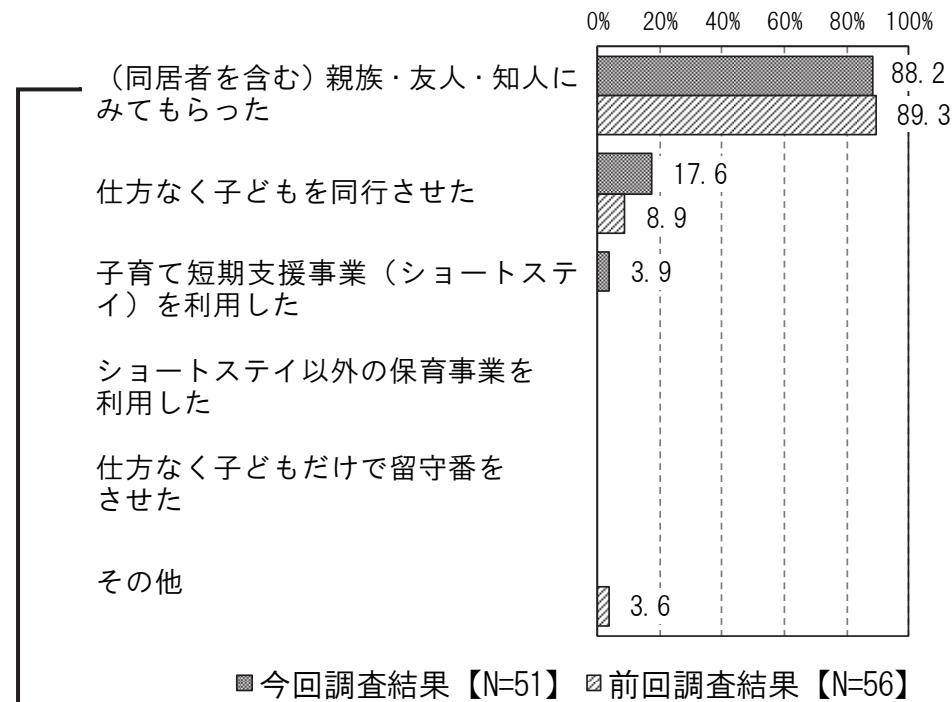
■ 今回調査結果【N=373】 ▨ 前回調査結果【N=356】

④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

この1年間に行った対処方法は、「(同居者を含む)親族・友人・知人にみてもらった」が88.2%と突出して高くなっています。また、「仕方なく子どもを同行させた」は17.6%、「子育て短期支援事業(ショートステイ)を利用した」は3.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「仕方なく子どもを同行させた」が8.7ポイント、「子育て短期支援事業(ショートステイ)を利用した」が3.9ポイント、それぞれ増加しました。

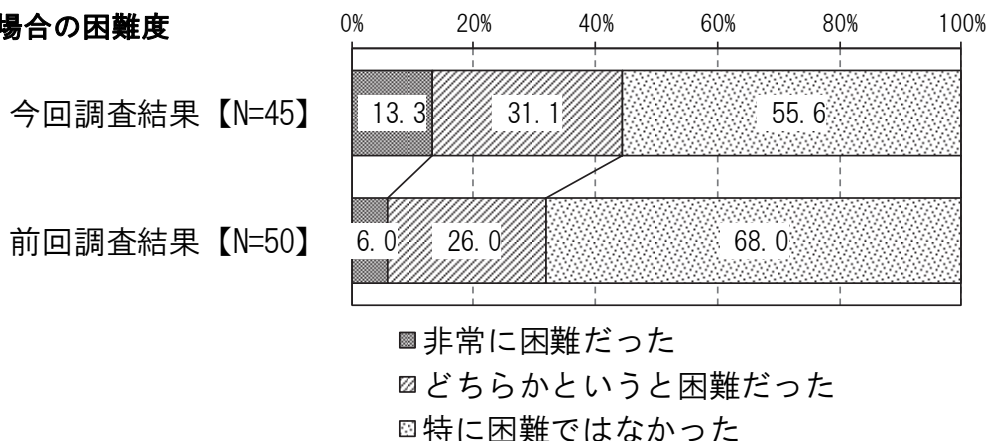
□ 子どもを泊まりがけでみてもらわなければならない場合の対処方法【就学前調査結果】



親族・友人・知人に子どもをみてもらった場合の困難度については、「特に困難ではなかった」が55.6%を占めています。一方、「非常に困難だった」(13.3%)と「どちらかという困難だった」(31.1%)を合わせた『困難だった』方は44.4%となっています。

前回調査結果と比較すると、「非常に困難だった」が7.3ポイント、「どちらかという困難だった」が5.1ポイント、それぞれ増加し、合わせて『困難だった』方は12.4ポイント増加しました。

□ その場合の困難度



(4) 小学生の放課後の過ごし方について

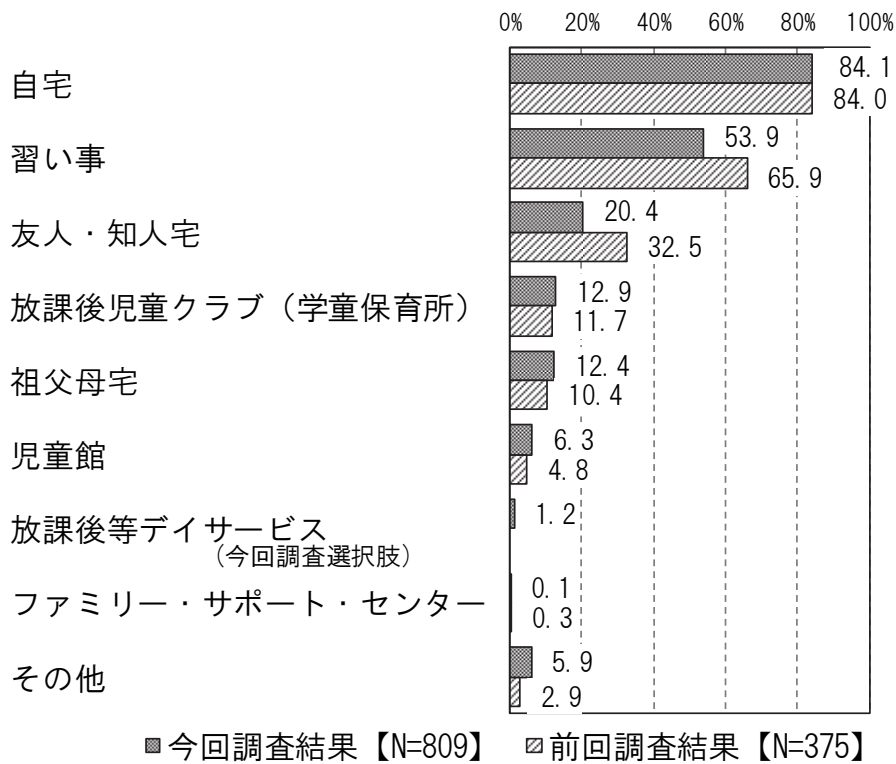
① 現在、放課後を過ごす場所

現在のお子さんの放課後の過ごし方については、「自宅」が84.1%と最も高く、次いで、「習い事」(53.9%)、「友人・知人宅」(20.4%)、「放課後児童クラブ(学童保育所)」(12.9%)と続いています。

放課後の過ごし方別の週当たり日数は、「自宅」と「放課後児童クラブ(学童保育所)」では「5日」が最も高く、「友人・知人宅」、「児童館」、「祖父母宅」では「1日」が、「習い事」と「ファミリー・サポート・センター」では「2日」が、それぞれ最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、「習い事」が12.0ポイント、「友人・知人宅」が12.1ポイント、それぞれ減少しました。

□ 放課後(平日の小学校終了後)の時間を過ごす場所【小学生調査結果】

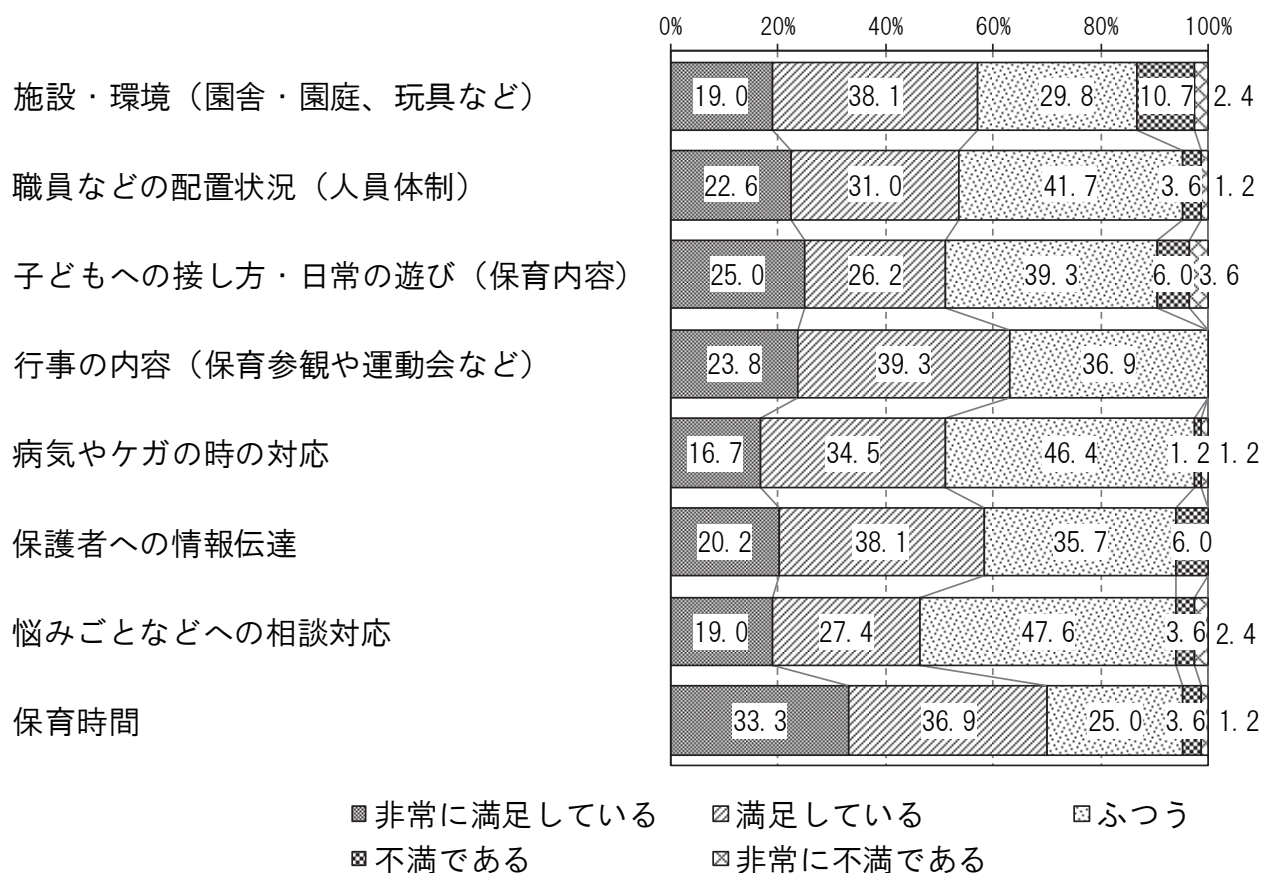


② 放課後児童クラブの満足度

現在利用している学童保育所に対する満足度は、ほとんどの項目について「満足している」と「非常に満足している」を合わせた『満足している』割合は50%を超えています。特に、「保育時間」については『満足している』は70.2%、「行事の内容（保育参観や運動会など）」については63.1%と、満足度が高くなっています。

一方、「施設・環境（園舎・園庭・玩具など）」については、「非常に不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』割合が13.1%と、他の項目に比べて高くなっています。

□ 放課後児童クラブ（学童保育所）の満足度【小学生調査結果・N=84】



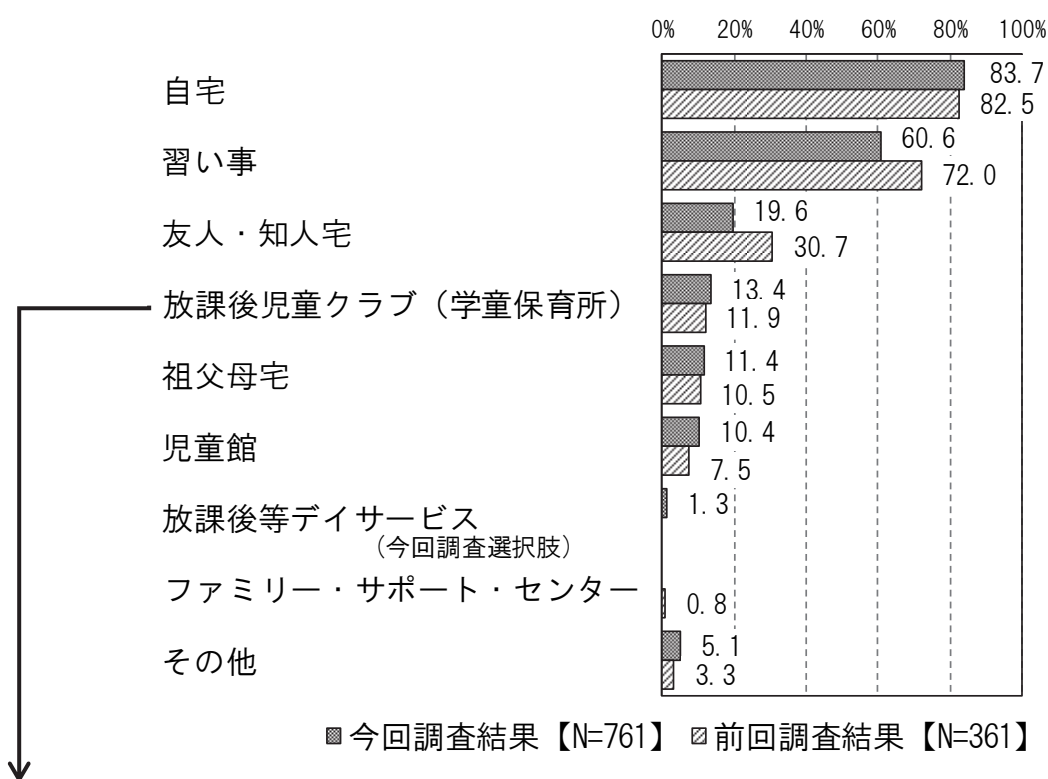
③ 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、「自宅」が83.7%と最も高く、次いで、「習い事」(60.6%)、「友人・知人宅」(19.6%)、「放課後児童クラブ(学童保育所)」(13.4%)と続いています。

希望する放課後の過ごし方別の週当たり日数は、「自宅」と「放課後児童クラブ(学童保育所)」では「5日」が最も高く、「友人・知人宅」、「祖父母宅」、「児童館」では「1日」が、「習い事」では「2日」が、「放課後デイサービス」では「3日」が、それぞれ最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、「習い事」が11.4ポイント、「友人・知人宅」が11.1ポイント、それぞれ減少しました。一方、「児童館」は2.9ポイント増加しました。

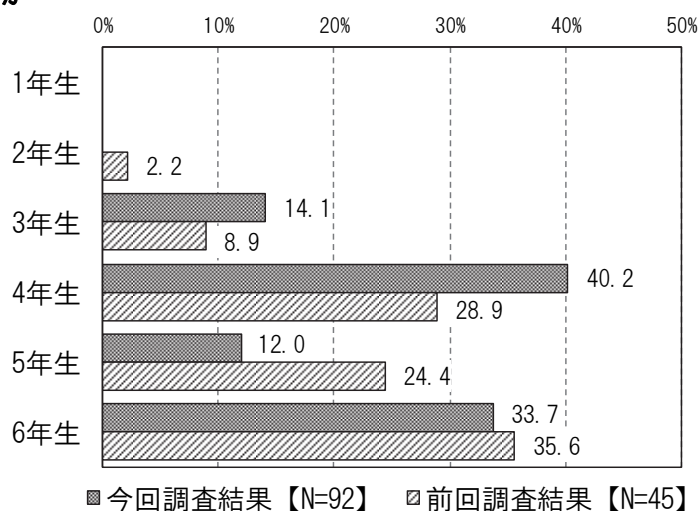
□ 今後、放課後(平日の小学校終了後)の時間を過ごさせたい場所【小学生調査結果】



□ 何年生まで学童保育所を利用したいか

何年生になるまで学童保育所を利用したいかについては、「4年生」までが40.2%と最も高く、次いで、「6年生」までが33.7%と続いています。

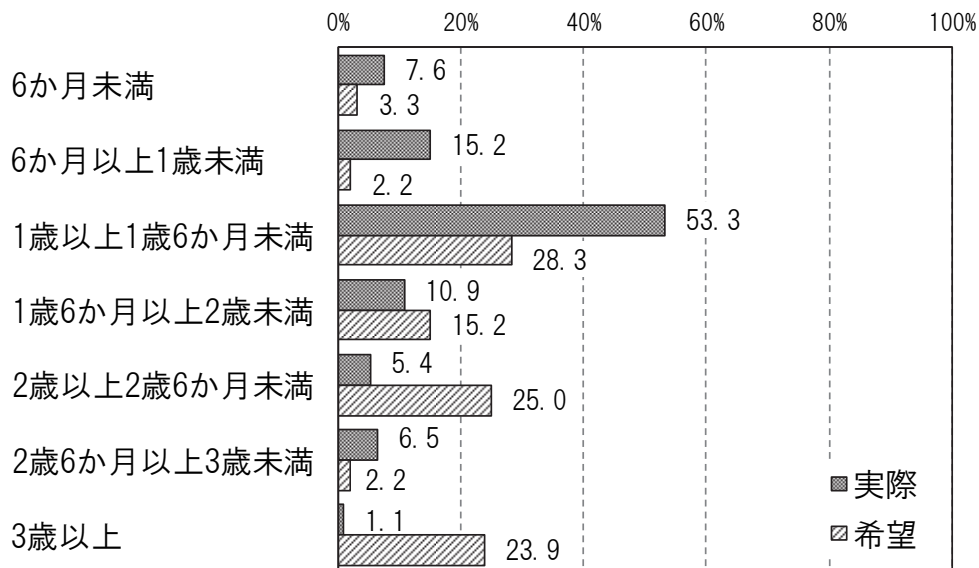
前回調査結果と比較すると、「4年生」が11.3ポイント、「3年生」が5.2ポイント、それぞれ増加し、「5年生」が12.4ポイント減少しました。



(5) 職場の両立支援制度について

実際に、母親が育児休業から職場に復帰したタイミングは、お子さんが「1歳以上1歳6か月未満」が53.3%と最も高く、次いで、「6か月以上1歳未満」が15.2%と続いています。希望した、育児休業から職場に復帰するタイミングは、実際と同様に「1歳以上1歳6か月未満」が28.3%と最も高く、次いで、「2歳以上2歳6か月未満」が25.0%と続いています。

□ 育児休業からの職場復帰時期（子どもの年齢）の実際と希望【就学前調査結果・N=92】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と将来像

少子化の影響により全国的に子どもの人口が減少しています。これまで総人口とともに、子どもの人口が増加してきた川越町においても状況が変化しつつあり、平成28年をピークに子どもの人口は減少傾向にあります。しかし、子育てを控えた20歳代の人口流入は続いており、こうした世代が将来にわたって住み続けられるよう、地域と行政との協働で、子育てを支えていくことが重要です。

家庭の状況についても、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降、家事専門が多いという従来の特徴から変化を見せており、共働きである家庭が増加しており、就学前の保育ニーズが高まっています。ニーズ調査の結果からも就労意向を持つ母親が多く、今後も保育ニーズの高まりは続くと考えられることから、保育の量の確保を図ることが必要です。それと同時に就学前の教育へのニーズにも対応し、双方の質を向上することによって、安心して子育てができる環境を整えていくことが重要です。

一方、子どもを取り巻く環境について、全国的には子どもに対する虐待や家庭の貧困に起因する不適切な事案も多くみられます。川越町は地域のつながりが強く、支援も行き届きやすい環境にあることから、支援の必要な子どもや家庭をいち早く見つけ、適切な支援へとつなげることが求められます。そして、だれもが安心して楽しく子育てできるよう、公的な教育・保育の事業だけでなく、民間活力によるサービス、企業の理解と協力及び地域の温かな見守りのもとで、子育て支援を充実していかなければなりません。

以上の基本理念を受け、子ども・子育て支援法及び法に基づく基本指針と川越町総合計画を踏まえ、第1期計画に引き続き、以下を将来像として設定します。

地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち

2. 計画推進の基本姿勢

この計画は、子ども・子育て支援法及び法に基づく基本指針を踏まえ、以下の姿勢のもとで推進します。

① すべての子どもの健やかな育ちを保障する

子ども・子育て支援に関する事業は、従来の「保育に欠ける」かどうかではなく、すべての子どもが対象となるものです。

子どもを取り巻く環境は、その家庭の状況や親の就労状況によっても異なりますが、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているとおり、その違いにかかわらず、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が等しく実現されることが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、子どもの視点に立って、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

② 家庭における子育ての喜びや楽しさを実現する

子どもにとって、最も安らぎを得られる場所であり、かつ、子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所が「家庭」であることは間違いありません。しかしながら、多くの親が子育てに対する不安や負担感を持っていたり、中には孤立感を感じている人もいたりします。

子育ての第一義的な責任を担うのは親ですが、責任と同時に、子どもの成長に対してかけがえのない喜びと生きがいを得られるものです。家庭における子育てを通じて、親として成長でき、子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、きめ細やかな子育て支援を行います。

③ 社会全体で子どもと子育て家庭を支援する

核家族化の進展や親の就労環境の変化とともに、地域のつながりの希薄化が指摘されていますが、少子化が進む中、子ども・子育て支援はもはや家庭内の問題ではなく、社会全体として取り組まなければならない重要な課題です。

まずは、子育てに対して、企業や地域が理解を示し、温かく見守ることが必要です。その上で、家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、子どもの育ちと子育てを支援します。

3. 計画の基本目標

本計画では、将来像「**地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち**」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標1 すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、就学前における教育・保育の必要量の確保を図るとともに、その質的な向上をめざします。

また、その受け皿として、将来的には「認定こども園」の導入も見据えて、教育・保育のニーズの把握を図ります。

【この目標のもとで進める事業】

- ・ 1号子どもに対する事業（幼稚園）
- ・ 2号子どもに対する事業（保育所（園））
- ・ 3号子どもに対する事業（保育所（園）及び小規模保育事業）
- ・ 時間外保育事業
- ・ 教育・保育の一体的提供
- ・ 教育・保育の推進に関する体制の確保
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本目標2 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進

子育て家庭の不安や負担感、孤立感を解消するため、保健・福祉分野の連携による相談・支援の充実を図ります。また、親の急用や子どもの病気など、いざというときの対応が図れるよう、必要な事業を確保します。さらに、子どもの虐待などの不適切なケースの未然防止を図るとともに、支援の必要な子どもや家庭に対し、必要な支援が行き届く体制づくりを進めます。

【この目標のもとで進める事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・ 病児保育事業
- ・ 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 子どもに対する虐待の未然防止
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 療育事業、障害児福祉計画等との連携
- ・ 子どもの貧困対策の推進

基本目標3 放課後における子どもの健全育成

小学校の放課後における子どもの生活の場を確保するとともに、子どもの健全な育ちを見守り、支援するため、学童保育（放課後児童クラブ）の量的、質的な充実を図るとともに、他の関連事業との連携をめざします。

【この目標のもとで進める事業】

- ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ・ 放課後子どもプラン（他の関連事業）との連携

基本目標4 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援

子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、企業や地域の理解を促すとともに、子どもを見守り、子育てを側面的に支援する地域活動の活発化を働きかけます。

【この目標のもとで進める事業】

- ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランスへの啓発
- ・ 地域における子育て支援活動への啓発

4. 教育・保育提供区域の設定

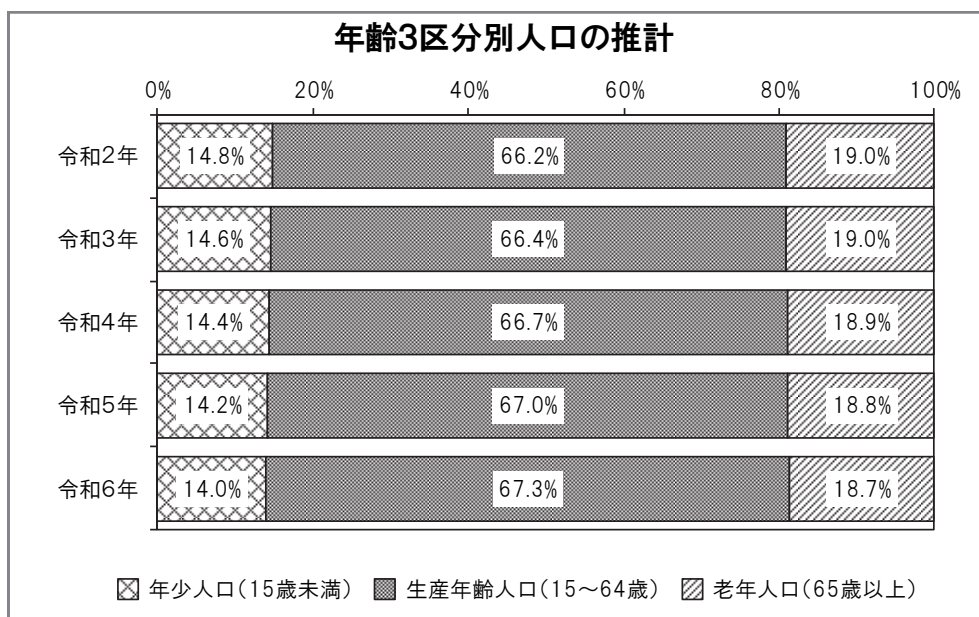
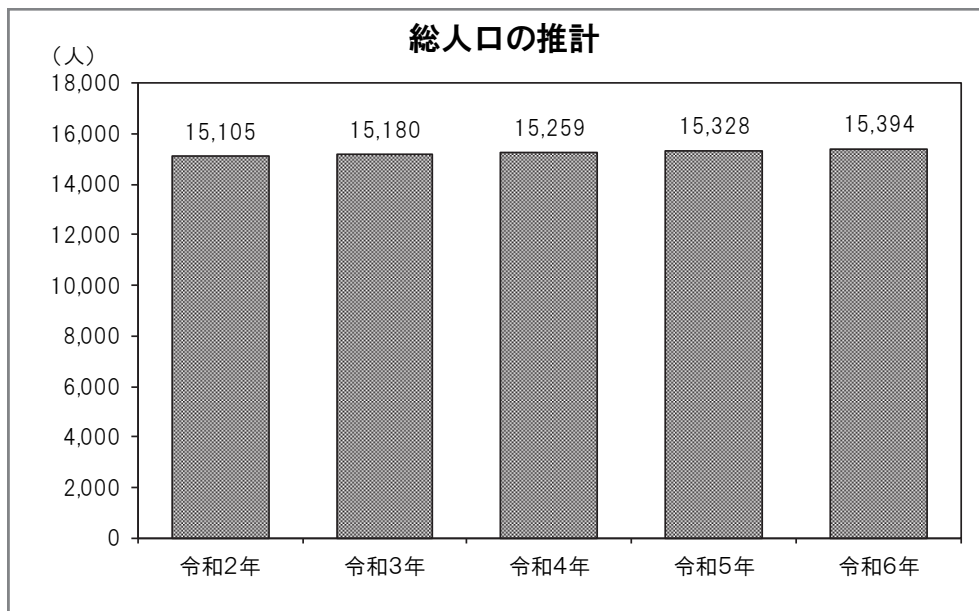
教育・保育事業や地域子育て支援事業の提供にあたっては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定することになっています。

本町は町域が狭く、町内の移動が比較的容易であること、幼稚園が町内に1か所のみであることなどを勘案し、「川越町全域」を提供区域として設定し、量の確保を図ります。

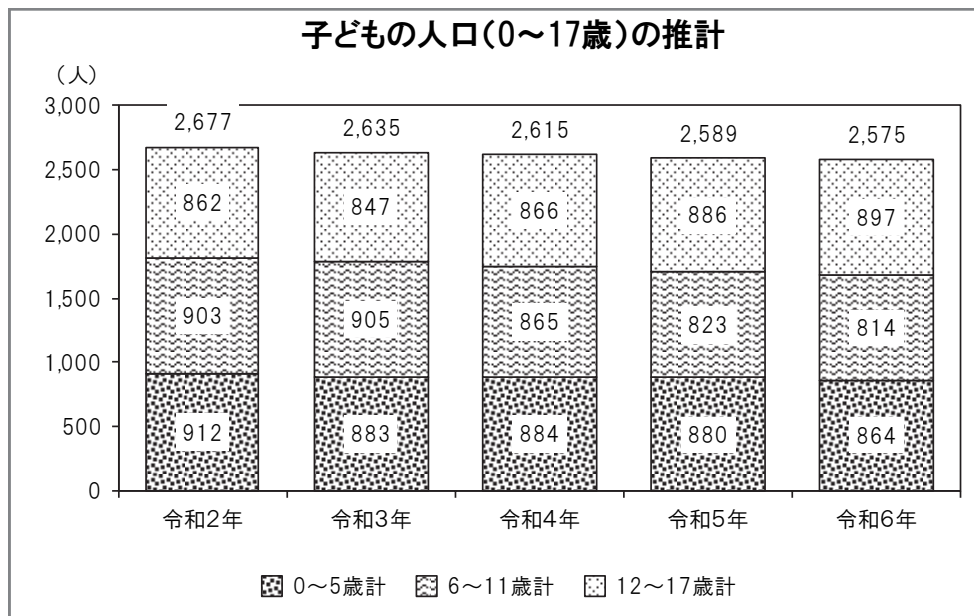
量の確保にあたっては、各事業の利用者の利便性に配慮し、利用の調整を進めます。

5. 子ども数の推計

コーホート変化率法によって推計すると、今後も総人口は増加し続けるものと予測されます。年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少が続くことが予測され、令和6年には14.0%になるものと予測されます。



コーホート変化率法によって子どもの人口を推計すると、0～5歳と6～11歳の人口は今後は減少傾向が見込まれます。一方、12～17歳の人口は増減を繰り返し推移していくことが予測されます。

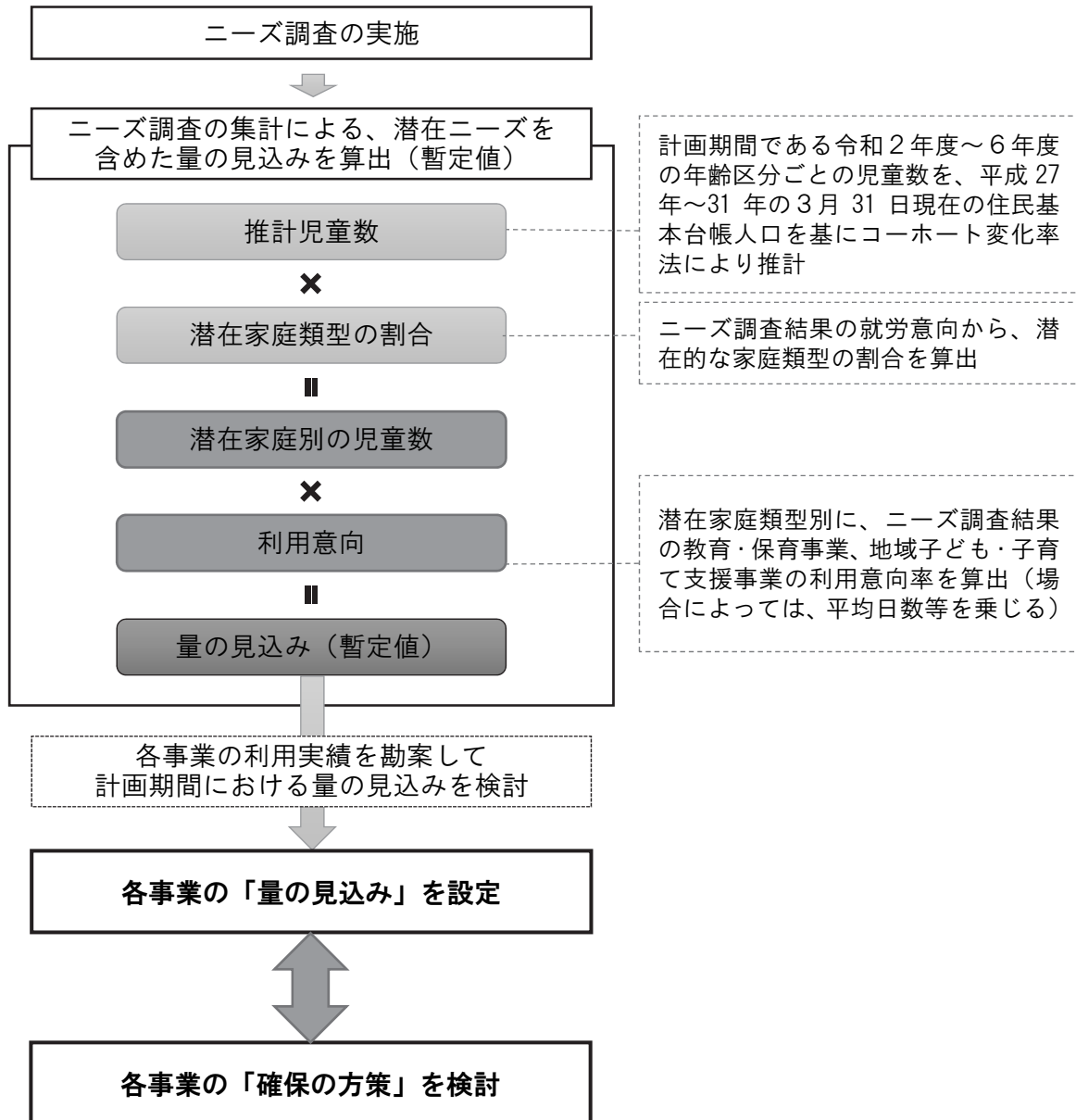


(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	169	168	167	166	163
1歳	145	160	159	158	157
2歳	160	135	149	148	147
3歳	141	150	127	140	139
4歳	137	139	148	125	138
5歳	160	131	134	143	120
6歳	131	159	130	133	142
7歳	147	128	156	127	130
8歳	146	144	125	153	125
9歳	168	144	142	123	151
10歳	162	167	144	142	123
11歳	149	163	168	145	143
合計	1,815	1,788	1,749	1,703	1,678

第4章 事業計画

子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を基に、これまでの各事業の利用実績を勘案し、計画期間における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定するとともに、「確保の方策」を検討しました。



1. すべての子どもの健やかな育ちを実現する教育・保育環境の整備

(1) 1号子どもに対する事業（幼稚園）

【事業量の見込と確保の方策】

3～5歳児に対する教育ニーズに対しては、これまで主に公立幼稚園において、就学前教育の提供を図ってきました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値（5月1日現在）	246人	237人	216人	215人	208人
公立幼稚園	212人	203人	185人	190人	185人
町外の幼稚園	34人	34人	31人	25人	23人

今後は、3～5歳児の教育・保育事業のニーズのうち、専業主婦（夫）家庭やパート短時間勤務者を想定した1号認定の人に対して、町外の幼稚園に通う人を除き、現行の公立幼稚園による確保を図ります。

なお、幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育事業のニーズに変化が現れる可能性があることから、今後の動向を注視していきます。

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量 の 見 込 み	1号子ども	140人	134人	130人	130人	127人
	2号子どものうち、教育ニーズが強いもの(※)	61人	59人	57人	57人	56人
B 確 保 方 策	特定教育・保育施設 （公立幼稚園）	270人	270人	270人	270人	270人
	上記以外 （町外の私立幼稚園）	26人	25人	24人	24人	23人
B－A		95人	102人	107人	107人	110人

※印は2号認定相当の人の教育ニーズが強いものの受け入れ分（次項（2）より）

【事業の質の向上のための方策】

公立幼稚園は、就学前教育の場として、人格形成の基礎を築く重要な役割を担うことから、園の環境の向上とともに人との関わりを重視したカリキュラムの充実を図ります。あわせて、教職員の適正配置はもとより、研修などによるレベルアップに努めます。

(2) 2号子どもに対する事業（保育所(園)）

【事業量の見込と確保の方策】

3～5歳児に対する保育ニーズに対しては、これまで主に公立保育所3か所（北部保育所、中部保育所、南部保育所）、私立保育園1か所（ひばり保育園）の計4か所での保育サービスの提供を図ってきました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値（4月1日現在）	240人	253人	226人	237人	226人

今後は、3～5歳児の教育・保育事業のニーズのうち、夫婦共働き家庭やパート長時間勤務者を想定した2号認定の人については、現行の4か所の保育所(園)による確保を図ります。ただし、2号認定に相当するものの、教育ニーズが強い人については、幼稚園（前項（1））において確保するものとします。

量の見込みが確保の方策を上回る令和2年度については、施設を弾力的に運用し、必要量の確保を図ります。

なお、幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育事業のニーズに変化が現れる可能性があることから、今後の動向を注視していきます。

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量 の 見 込 み	下記以外	227人	218人	212人	211人	206人
	教育ニーズが強いもの	(61人)	(59人)	(57人)	(57人)	(56人)
B 確 保 方 策	特定教育・保育施設 (町内の保育所(園))	218人	223人	218人	219人	221人
B－A		△9人	5人	6人	8人	15人

【事業の質の向上のための方策】

町内の保育所(園)には、保育の場であると同時に、就学前教育の機能も期待されることから、体験や交流を通じた人格形成の基礎づくりに努めます。あわせて、保育士の適正配置はもとより、研修などによるレベルアップに努めます。

老朽化が進んでいる園舎については、安全性の確保を第一に、衛生面にも配慮した改良や整備を進めます。

(3) 3号子どもに対する事業（保育所(園)及び小規模保育事業）

【事業量の見込と確保の方策】

0～2歳児に対する保育ニーズに対しては、これまで主に公立保育所3か所、私立保育園1か所の計4か所での保育サービスの提供を図ってきました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(4月1日現在)	125人	143人	117人	111人	128人
0歳児	12人	17人	9人	12人	9人
1・2歳児	113人	126人	108人	99人	119人

今後も、0～2歳児の保育事業のニーズについては、現行の4か所の保育所(園)による確保を図ります。

① 0歳児

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み		33人	32人	32人	32人	31人
B 確保 方策	特定教育・保育施設 (町内の保育所(園))	33人	32人	32人	32人	31人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人

② 1・2歳児

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み		129人	125人	130人	129人	128人
B 確保 方策	特定教育・保育施設 (町内の保育所(園))	129人	125人	130人	129人	128人
B-A		0人	0人	0人	0人	0人

③ 保育利用率

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	34.2%	33.9%	34.1%	34.1%	34.0%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合

【事業の質の向上のための方策】

町内の保育所(園)では、低年齢児保育の配置基準に対応できる保育士数の確保を図るとともに、研修などにより、その資質の向上に努めます。

(4) 時間外保育事業

【事業量の見込と確保の方策】

時間外保育事業については、現在は私立保育園（ひばり保育園）で午前7時から午後7時までの保育を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度内平均) ※令和元年度は1月1日現在	34人	50人	30人	21人	20人

今後も、時間外保育事業については、現状と同様の体制で事業を実施していきます。

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み	26人	25人	25人	25人	24人
B確保方策	26人	25人	25人	25人	24人
B-A	0人	0人	0人	0人	0人

【事業の質の向上のための方策】

延長保育や長時間保育を実施できる体制を構築するため、非常勤を含めた保育士数の確保を図ります。

(5) 教育・保育の一体的提供について

本町では、保護者の就労意向の高まりから、特に保育所(園)における低年齢児のニーズが高まっており、待機児童が発生しています。

こうしたことから、当面は現行の体制により幼稚園、保育所(園)双方のニーズに対応していくこととしますが、幼児教育・保育の無償化に伴う教育・保育ニーズの変化や動向を踏まえ、長期的には認定こども園についても検討していきます。

(6) 教育・保育の推進に関する体制の確保について

幼児期の教育・保育が、子どもの人格形成を築く重要な時期にあることを関係者間で共有し、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所(園)並びに子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターとの連携を強化します。あわせて、幼稚園教諭と保育士との共通理解を深めるため、合同研修を実施していきます。

また、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保幼小の連絡協議会や保幼小交流などを通し、職員や子どもの交流を図ることで、幼稚園及び保育所(園)と小学校及び学童保育所との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減、利便性、事業者の運営などに配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設などの確認、公示、指導監査などの法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との連携及び情報共有を図ります。

2. 子育て家庭を応援する子育て支援事業の推進

(1) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

【事業量の見込と確保の方策】

地域子育て支援拠点事業については、現在、2か所（ひばり保育園、つばめ児童館）の地域子育て支援センターにおいて事業を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度内平均) ※令和元年度は1月1日現在	590人日/月	708人日/月	591人日/月	519人日/月	513人日/月

今後も、地域子育て支援拠点事業については、引き続き、現在の2か所（ひばり保育園、つばめ児童館）の地域子育て支援センターにおいて子育て支援の各種事業を進めます。

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み	860人日/月	840人日/月	862人日/月	857人日/月	847人日/月
B確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【事業の質の向上のための方策】

地域子育て支援センターは、子どもの遊びの場であると同時に、保護者の相談や交流の場であることから、相談窓口としての機能の強化を図るとともに、子育て世代包括支援センター、幼稚園、保育所(園)、他の子育て支援団体などとの連携強化を図ります。

(2) 一時預かり事業

【事業量の見込と確保の方策】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）については、現在、公立幼稚園では未実施であり、町外の私立幼稚園で実施されています。

ニーズ調査結果からは、一定数の預かり保育のニーズがうかがえるものの、町外の私立幼稚園での受け入れが見込まれ、それらでニーズ量が確保されると考え、当面、本事業のニーズ量としては見込まないこととしますが、長期的には確保の方策について検討していきます。

② 在園児対象型を除く一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業／病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

在園児以外を対象とした一時預かり事業については、私立保育園（ひばり保育園）の1か所で事業を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業でも一定時間の預かりを実施しています。トワイライトステイについては、ファミリー・サポート・センター事業がその役割を果たしています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度合計) ※令和元年度は1月1日現在	3,112人日	3,319人日	3,331人日	3,089人日	1,793人日
一時預かり事業(一時保育)	2,291人日	2,281人日	2,339人日	2,328人日	1,610人日
ファミリー・サポート・センター事業	821人日	1,038人日	992人日	761人日	183人日

今後は、受け入れ態勢を強化しつつ、既存の体制のもとで受け入れを行っていきます。

	実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
A量の見込み	3,576人日	3,481人日	3,479人日	3,445人日	3,389人日	
B確保方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	2,714人日	2,632人日	2,649人日	2,636人日	2,592人日
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	862人日	849人日	830人日	809人日	797人日
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
B-A	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	

【事業の質の向上のための方策】

在園児以外への一時預かりについては、流動的なニーズに応えられるよう、柔軟な運用を図ります。

また、ファミリー・サポート・センター事業についても会員を確保しつつ、講習会などによって協力会員のレベルアップを図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業量の見込と確保の方策】

子育て短期支援事業については、町外の事業委託先において受け入れがなされており、平成 29 年度以降、利用が増加しつつあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
実績値(年度合計) ※令和元年度は1月1日現在	0 人日	0 人日	2 人日	60 人日	22 人日

今後も引き続き、事業委託先の確保を図り、受け入れを行っていきます。

		実施時期				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の見込み		3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
B 確保 方策	子育て短期支援事業	48 人日	48 人日	48 人日	48 人日	48 人日
B - A		45 人日	45 人日	45 人日	45 人日	45 人日

【事業の質の向上のための方策】

質の向上が図られるよう委託先への働きかけを行うとともに、子どもの虐待の未然防止につながるよう事業の有効活用を図ります。

(4) 病児保育事業

【事業量の見込と確保の方策】

病児保育事業については、平成29年度から桑名市との広域的事業として実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度合計) ※令和元年度は1月1日現在	—	—	27人日	18人日	31人日

今後も引き続き、事業委託先の確保を図り、受け入れを行っていきます。また、桑名市以外の近隣他市町との共同実施についても検討します。

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み		94人日	91人日	91人日	90人日	89人日
B 確保 方策	病児保育事業(病後児 保育事業)	94人日	91人日	91人日	90人日	89人日
B－A		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【事業の質の向上のための方策】

質の向上や利便性の向上が図られるよう委託先への働きかけを行います。

(5) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

【事業量の見込と確保の方策】

利用者支援事業については、平成 31（令和元）年度から健康推進課内に子育て世代包括支援センターの機能を設け、母子保健型の利用者支援事業として事業を開始しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
実績値(年度合計)	—	—	—	—	1 か所

今後も、子育て世代包括支援センターにおいて相談や利用支援などに対応します。

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B 確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【事業の質の向上のための方策】

産後うつなど妊娠・出産期から乳幼児期までを通して途切れのない相談・支援が実施できるよう担当職員の資質の向上に努めます。

母子健康手帳交付時に必要に応じ支援プランを作成するなど、妊娠期からの支援に努めるとともに、産婦健康診査を通じて産科などとの連携を強化し、早期対応を図ります。

また、子育てに対する不安や孤立化を防ぐため、途切れのない包括的な支援を行えるよう、地域子育て支援センター、幼稚園、保育所(園)との連携を強化します。

(6) 妊婦健康診査

【事業量の見込と確保の方策】

妊婦健康診査については、対象となる妊婦に対して 14 回の健診費用の助成を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
実績値(年度合計) ※令和元年度は 1 月 1 日現在	2,284 人回	2,130 人回	2,561 人回	1,933 人回	1,181 人回

今後も、産婦人科の受診に対する費用助成を継続していきます。

	実施時期				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の見込み	2,086 人回	2,072 人回	2,058 人回	2,044 人回	2,016 人回
B 確保方策	実施機関：指定医療機関及び助産所 検査項目：三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容 実施時期：妊娠届出の日から出産の日まで（通年実施）				

【事業の質の向上のための方策】

医療機関などとの連携を強化し、安心、安全な出産ができるよう、正しい情報の周知に努めます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業量の見込と確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度合計) ※令和元年度は1月1日現在	178人	173人	172人	176人	91人

今後も、現行体制のもと、事業を継続実施していきます。

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み	169人	168人	167人	166人	163人
B確保方策	実施体制：保健師、助産師等 実施機関：町直営（健康推進課） 委託団体等：なし				

【事業の質の向上のための方策】

健全な養育環境を確保するため、さまざまな不安や悩みを聞き、助言するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につながるよう、保健師などの資質の向上に努めます。

(8) 子どもに対する虐待の未然防止

子どもに対する虐待や家庭におけるDVなど、不適切なケースの発生に対して的確に対応するため、進行管理会議を充実させるなど要保護児童対策等地域協議会の取り組みを強化し、関係機関相互の情報共有と連携強化を図るとともに、虐待に関する正しい知識や通告義務などについて、町民に対する周知を図ります。

また、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置についても、検討を進めます。

(9) 養育支援訪問事業

【事業量の見込と確保の方策】

養育支援訪問事業については、支援が必要な家庭に対する訪問を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度合計) ※令和元年度は1月1日現在	17人	22人	17人	17人	12人

今後も、現行体制のもと、事業を継続実施していきます。

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A量の見込み	18人	18人	17人	17人	17人
B確保方策	実施体制：保健師、助産師等 実施機関：町直営（福祉課、健康推進課） 委託団体等：なし				

【事業の質の向上のための方策】

ケースが発生したときに的確に対応できるよう、情報収集に努めるとともに、研修などにより保健師などの資質の向上に努めます。

(10) 療育事業、障害児福祉計画等との連携

一人ひとりの子どもに合った途切れのない支援を行うため、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診から、支援が必要な子どもを療育事業へ適切につなぐとともに、幼稚園、保育所(園)と療育事業が密接に連携するよう、体制を強化します。

また、障害のある子どもについて、障害児福祉計画との整合性を図りながら、障害児通所支援、障害児相談支援といったサービスの確保など地域における重層的な支援体制を構築するとともに、医療的ケア児の支援に向けた体制づくりについての検討を進めます。

(11) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが将来に夢や希望を持つことができるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を柱として、県や町社会福祉協議会などと連携しつつ子どもの貧困対策を推進します。

3. 放課後における子どもの健全育成

(1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業量の見込と確保の方策】

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、川越北小学校区に3クラブ、川越南小学校区に2クラブがあり、令和元年度は北小学校区で合わせて約90人、南小学校区で合わせて約90人の子どもを受け入れています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
実績値(年度末現在) ※平成31年度は4月1日現在	114人	112人	134人	144人	184人
低学年	98人	93人	117人	123人	148人
高学年	16人	19人	17人	21人	36人

今後、子どもの数の推移に合わせて、1クラブ40人分の拡大を図ることにより、ニーズに柔軟に対応しつつ必要な量の確保を図ります。

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量 の 見 込 み	1年生	61人	75人	61人	62人	67人
	2年生	55人	61人	75人	61人	62人
	3年生	38人	44人	49人	60人	49人
	4年生	21人	18人	21人	23人	28人
	5年生	18人	19人	15人	18人	20人
	6年生	6人	9人	9人	8人	9人
B確保方策		200人	240人	240人	240人	240人
B-A		1人	14人	10人	8人	5人

【事業の質の向上のための方策】

学童保育については、設置基準や運営基準の周知を図るとともに、子どもの放課後などの生活を保障するという観点から適切な基準を設定し、運用することにより、安全で快適な学童保育所づくりに努めます。

特に、指導員については、安定した学童保育所運営のため確保を図りつつ、研修などにより資質の向上に努めるとともに、小学校との相互の連携強化を図ります。

(2) 他の関連事業との連携

国が進める放課後対策の総合的な推進を踏まえて、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の一体的な実施について、検討を進めます。

このほか、本町で実施しているスポーツ少年団、児童館などの活動と連携し、子どもの放課後の居場所づくりを進めます。

4. 地域社会の関わりによる子ども・子育て支援

(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスへの啓発

子育て中の保護者が、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、長時間労働の是正とともに、育児休業制度、時短勤務制度などが取りやすい環境づくりに向けて、企業による「働き方改革」の取り組みを促します。

(2) 地域における子育て支援活動への啓発

女性に偏りがちな子育てへの負担が軽減され、男女がともに子育ての喜びを共有できるよう、男性の育児参画への意識を高めるための取り組みを進めます。

また、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、支えられるよう、地域住民の理解と協力を促すとともに、住民が主体となった子育て支援活動の展開に向けて、担い手の育成を促進します。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) さまざまな主体の協働による計画の推進

本計画の将来像として掲げた「**地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち**」の実現に向けては、家庭や地域が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関、職域をはじめ、地域社会におけるあらゆる主体の理解と協力を得ながら進めることが必要不可欠です。このため、引き続き「川越町子ども・子育て会議」を開催し、連携・協力のための中心組織として課題と目標を共有しながら、計画を推進していきます。

行政においても、総合計画における総合行政のもと、関連部署が一体となって子ども・子育て支援に取り組みます。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

(2) 情報の発信と共有

上記の推進体制を得るためにも、関係者間での情報共有が重要です。このため、「川越町子ども・子育て会議」などを通じて相互の情報共有を図ります。

あわせて、子育てを第一義的に担う保護者などが必要な情報を得られ、子どもにとって「最善の利益」につながるよう、より一層の情報発信を進めていきます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援を担う事業者への的確な関与

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における町の関与に際して、適切な指導、助言などを行います。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うため、引き続き「川越町子ども・子育て会議」を開催し、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、町に対して計画推進に必要な提言を行います。

参考資料編

1. 川越町子ども・子育て会議条例（平成 27 年条例第 9 号）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の合議制の機関として、川越町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、本町における子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項について、調査及び審議し、その結果に基づいて町長に意見を述べるほか、町長の諮問に応じて答申すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の者、関係行政機関の職員及びその他町民の代表者の中から町長が任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（会議の招集の特例）

- 2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

2. 川越町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	所属及び役職名	
会長	須永 進	国立大学法人 三重大学 教育学部・大学院教育学研究科 特任教授	
	舘 奈美 (~平成31年3月31日)	川越町立川越幼稚園 保護者代表	
	市野 恵子 (平成31年4月1日~)		
	水谷 和代	特定非営利活動法人 子育てサポートほっとまむ 理事長	
副会長	松浦 典子	社会福祉法人宏育会 ひばり保育園 園長	
	森本 香 (~平成31年3月31日)	川越町学童保育所代表	川越南学童保育所
	西崎 紀行 (平成31年4月1日~)		川越学童保育所 日の本クラブ
	森 英郎 (~平成31年4月29日)	川越町議会教育民生常任委員会 委員長	
	片山 庄平 (令和元年6月20日~)		
	星野 好延	川越町民生・児童委員協議会代表 主任児童委員	
	石川 久美 (~平成31年1月28日)	川越町区長会 代表	
	筒井 宏幸 (平成31年1月29日~ 令和2年1月19日)		
	山下 卓司 (令和2年2月27日~)		
	田中 哲也 (~平成31年3月31日)	朝明商工会 代表	
	北川 雅基 (平成31年4月1日~)		
	服部 英史	川越町社会福祉協議会 代表	
	布田めぐみ (~平成31年3月31日)	川越町教育委員会 代表	
	寺本 芳隆 (平成31年4月1日~)		
	柴田 康成 (~平成31年3月31日)	川越町立小学校校長代表	川越北小学校 校長
	加藤 剛 (平成31年4月1日~)		川越南小学校 校長
	早川 順子	川越町立川越幼稚園 園長	
	石黒 千穂 (~平成31年3月31日)	川越町立保育所園長代表	中部保育所 園長
	稲見由美子 (平成31年4月1日~)		南部保育所 園長
	青山 賢作	公募委員	

3. 計画の策定経過

(1) 諮問書

川 福 第 6 1 5 号
平成30年10月5日

川越町子ども・子育て会議
会長 須永 進 様

川越町長 城田 政幸

第2期川越町子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

第2期川越町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、川越町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、貴会議に意見を求めます。

(2) 答申書

令和2年2月27日

川越町長 城田 政幸 様

川越町子ども・子育て会議
会長 須永 進

第2期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

平成30年10月5日付け川福第615号で諮問のありました第2期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について、当会議において、子ども・子育て支援法に基づき慎重に審議した結果、適当であると認められますので、この旨を答申します。

なお、本計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮され、将来像である「地域ぐるみで楽しく 安心して子育てできるまち」の実現及び「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現に向けて努力されるように要望します。

記

- 1 この計画は、全ての子どもを対象とするものです。人口減少、少子高齢化、女性の就労割合の高まりなど常に変化する社会経済情勢の中、家庭や親の就労状況の違いなどにかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、安心して子育てできる環境の充実に努められたい。
- 2 子どもを育てる環境は、地域によって大きく違います。川越町の特性である「町域が狭くコンパクトなまち」「支援が行き届きやすい環境」を活かし、住民のニーズに即した子育て支援を進められるよう努められたい。
- 3 子育てや子育て支援は、家庭や行政だけで成り立つものではありません。地域の見守りや支援、企業の理解や協力、NPOなど民間資源の活用など、社会全体での取組みとなるよう努められたい。
- 4 事業の実施に当たっては、本計画を住民及び関係各所に広く周知し、円滑な事業の実施が図られるよう関係機関が密に連携するとともに、住民にも分かりやすい計画の進行管理を実施し、柔軟な計画の推進、必要に応じた計画の見直し及び継続的な改善に努められたい。

(3) 会議等の経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 10 月 5 日	第 10 回子ども・子育て会議 ・ 諮問 ・ ニーズ調査に係るアンケート内容について
平成 30 年 11 月～12 月	ニーズ調査の実施 ○就学前児童の保護者 配布数：741 人 回収数：434 人 (58.6%) ○小学校児童の保護者 配布数：688 人 回収数：613 人 (89.1%)
平成 31 年 1 月～2 月	ヒアリング調査の実施 ○学童保育所（川越北学童保育所、川越南学童保育所、川越学童保育所 日の本クラブ） ○主任児童委員 ○社会福祉法人宏育会 ひばり保育園 ○特定非営利活動法人 子育てサポートほっとまむ
平成 31 年 3 月 18 日	第 11 回子ども・子育て会議 ・ 子ども・子育てに関するアンケート調査に係る結果報告について ・ 団体ヒアリングの結果報告について
令和元年 6 月 20 日	第 12 回子ども・子育て会議 ・ 基礎調査の結果及び平成 30 年度川越町子ども・子育て支援事業計画の評価について ・ 第 2 期川越町子ども・子育て支援事業計画における基本方針等の確認について
令和元年 9 月 4 日	第 13 回子ども・子育て会議 ・ 第 2 期計画における各事業の「量の見込み」の算出について
令和元年 10 月 24 日	第 14 回子ども・子育て会議 ・ 第 2 期計画の素案（たたき台）について
令和元年 12 月 2 日～ 令和元年 12 月 26 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 27 日	第 15 回子ども・子育て会議 ・ 第 2 期川越町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ 答申

4. 用語解説

英数字

1号子ども

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。

2号子ども

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

3号子ども

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

ア行

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月。再度の申請により最長2歳まで）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されています。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置があります。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く）。

カ行

確認

幼稚園、保育園、小規模保育所などが、給付による財政支援の対象となるためには、学校教育法や児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、運営基準を満たしている場合に、給付の対象となることの「確認」を市町村から受けることが必要です。私立幼稚園については、この「確認」を受けずに、従来どおり、私学助成を受けることもできます。

（子ども）虐待

親や親に代わる保護者によって18歳未満の子どもに加えられる、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。身体的暴力を伴わない心理的虐待（子どもの人格をはずかしめるような暴言や差別など）や、養育や保護の怠慢・拒否（ネグレクト）といった行為も含まれます。

合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を指します。人口を維持するためには、2.07人が必要とされています。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人びとの集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、途切れのない総合的な相談支援の提供を行う機能。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や出産、冠婚葬祭、出張等の用事があるときに、児童養護施設等で子どもを泊まりがけで預かる事業。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいい、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることをめざすものです。

子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成 24 年 8 月に可決・成立し、公布されました。

サ行

時間外保育（延長保育）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間の 11 時間を超えてさらに概ね 30 分以上を延長して行う保育。

児童館

児童福祉法第 40 条に定められた「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」児童厚生施設。

児童の権利に関する条約

1989 年に国連で採択され、日本では 1994 年に批准された条約。生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、各国政府が負うべき義務を明らかにしたものの。子どもの権利が 41 条にわたって規定されています。

児童養護施設

「環境上、養護を要する（家庭環境が悪く、家庭での生活が困難）」と児童相談所長が判断した児童を養育する児童福祉施設です。略して養護施設ともいいます。

障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定により策定が義務付けられている、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画。

タ行

待機児童

保育所入所申込書が町に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない子どもを示します。ただし、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず待機している場合は除きます。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

保育所等を地域に開放し、育児相談、サービスや施設などに関する情報提供、子育てサークルへの支援等を行う地域の子育て拠点施設（主に就学前児童を持つ親とその子どもが対象）。

ナ行

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供を行う事業。

認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

ハ行

病児保育事業

病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に市町村が指定した実施施設（医療機関、保育所）で児童の一時預かりを行う事業。

ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

放課後子ども教室

放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、すべての子どもを対象に、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。文部科学省が主導しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ／学童保育）

近年、核家族化、都市化の進展や女性の就労の一般化などを踏まえ、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対し、児童館を活用するほか保育所や学校の余裕教室、団地の集会室など身近な社会資源を利用し、放課後において、遊びを通じて、その発達を促すことにより、児童の健全育成の向上を図るとともに、子育てと就労の両立を支援するものです。

ヤ行

養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する助言指導や子育て経験者等による育児・家事の援助等を訪問により実施する事業。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人びとが、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2期 川越町 子ども・子育て支援事業計画〈令和2年度～令和6年度〉

発 行 ● 川 越 町

編集 ● 川越町福祉課

発行年月 ● 令和2年3月

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地
TEL059-366-7116 FAX059-365-5380